

第2期 仙台市地域保健福祉計画

# 支え合いのまち推進プラン

～復興を支える市民の絆と力を、地域の福祉力へ～

平成24年度 ▶ 平成27年度



## \*基本理念

誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができるまち

## \*基本目標

みんながつながり、考え、行動し、ともに支え合う保健福祉のまちづくり

平成24年10月

仙 台 市



## はじめに

東日本大震災から1年半が経ちました。未曾有の大震災は、身近な交流や地域のつながりが希薄化する社会状況下において、誰しものが人と人との絆の大切さ、地域における支え合いの大切さを痛感した出来事でした。

幸いにも、本市には脈々と培われてきた、自助・共助といった「市民力」があり、ライフラインや情報が途絶した大震災直後の混乱期においては、自然発生的に市民の皆様による安否確認や避難誘導などが実践されました。私たちは、この力を本市の誇りとし、財産として、未来へと引き継いでいかなければなりません。

今回の、第2期仙台市地域保健福祉計画「支え合いのまち推進プラン～復興を支える市民の絆と力を、地域の福祉力へ～」は、こうした大震災から得た教訓を活かしながら、地域の福祉力を高めることを目的として策定いたしました。

計画を実践し、地域のさまざまな生活課題に柔軟に対応していくためには、従来の保健福祉の枠にとらわれることなく、防災・防犯、教育・文化、まちづくり等の幅広い分野での連携も視野に入れた取り組みが必要です。

そのために、縦割り意識が強いといわれる行政自らが、担当分野の枠を越えた組織横断的な取り組みを進めるとともに、市民お一人おひとりをはじめ、町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、事業者、学校、企業、専門機関等のさまざまな担い手の連携・協働を推進してまいります。

結びになりますが、震災をはさんで2年半という長きにわたり、本計画の策定にご尽力をいただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただいた多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

地域の主役は市民の皆様です。本計画を一人でも多くの市民の皆様にお読みいただき、地域保健福祉への理解を深めていただくとともに、計画の実現に向けた協働の歩みを共に進めてまいりましょう。

平成24年10月

仙台市長 奥山 恵美子

# 目次

<b>第1章 計画の策定趣旨および位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1 計画の策定趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	3
4 市民参加による計画策定 .....	3
<b>第2章 地域保健福祉に関する現状および課題</b> .....	<b>5</b>
1 第1期計画の振り返り .....	5
2 統計データ等からみる本市の現状 .....	10
3 アンケート調査の結果 .....	13
4 住民座談会の結果 .....	16
5 東日本大震災により再確認された「市民力」と現状 .....	19
<b>市民力 コラム①</b> 「住民同士の自助・共助による支え合い」 ～太白区八木山南 街づくりプロジェクト～	
<b>市民力 コラム②</b> 「学生の姿に感激 若者の力はすごかった」 ～東北学院大学災害ボランティアステーション～	
<b>市民力 コラム③</b> 「子どもが元気になると、大人も元気になった」 ～NPO法人冒険あそび場―せんだい・みやぎネットワーク～	
<b>市民力 コラム④</b> 「地域の身近な支え合い活動の担い手 福祉委員」 ～宮城野区燕沢地区 燕沢北町内会 福祉委員の取り組み～	
6 東日本大震災も踏まえた地域保健福祉の課題 .....	27
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>30</b>
1 基本的な考え方 .....	30
2 「地域」の考え方 .....	31
<b>第4章 計画の目標および取り組みの基本的方向</b> .....	<b>33</b>
1 基本理念 .....	33
2 基本目標 .....	33
3 取り組みの基本的方向 .....	35
<b>第5章 施策の展開</b> .....	<b>39</b>
1 地域保健福祉への住民参加の促進 .....	41
1-1 地域の身近な交流の促進	
1-2 住民が関心を持つきっかけづくり	
1-3 情報の提供	

1-4	学びの機会の提供	
1-5	福祉教育の充実	
1-6	住民が活動しやすい環境づくり	
1-7	バリアフリーのまちづくり	
2	地域保健福祉活動の活性化	48
2-1	人材・コーディネーターの育成	
2-2	活動拠点の確保	
2-3	団体・グループ活動の活性化	
2-4	地域資源の有効活用	
3	地域保健福祉の課題の把握と共有	54
3-1	地域における課題の把握	
3-2	話し合う場づくり	
3-3	地域における情報共有	
4	地域における支え合い・助け合いの促進	57
4-1	交流活動の充実	
4-2	ネットワーク構築の促進	
4-3	地域内の見守り・支え合いの促進	
	<b>市民力 コラム⑤ 「みんながほっと一息 サロンなでしこ」</b>	
4-4	災害時要援護者支援体制の構築	
5	利用者主体のサービス提供の体制づくり	63
5-1	保健福祉サービスの質の向上	
5-2	分野を越えた総合的なサービスの提供	
5-3	地域での相談機能の充実	
5-4	権利擁護の推進	
6	取り組みの評価・見直し・向上	68
6-1	保健福祉に関する取り組みの評価・見直し・向上	
6-2	(仮称)地域保健福祉計画推進委員会の設置	
7	東日本大震災からの復興に向けた取り組み	70
<b>第6章</b>	<b>計画を推進するための取り組み</b>	<b>74</b>
1	(仮称)仙台市地域保健福祉計画推進委員会	
2	市の関係部局内の連携	
3	市社会福祉協議会との連携	
4	計画を推進するための仕組み	
	<b>用語解説</b>	<b>77</b>
	<b>資料編</b>	<b>81</b>



## 第1章 計画の策定趣旨および位置づけ

### 1 計画の策定趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や、核家族化、都市化といった社会状況の変化などにより、身近な交流やコミュニケーションが希薄化し、地域での支え合い機能が弱まってきている状況があります。このような中、本市は、誰もがそれぞれの地域で自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向けた取り組みを総合的に推進するため、平成17年5月に「支え合いのまち推進プラン—仙台市地域保健福祉計画—」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

この計画では、地域のなかでさまざまな保健福祉サービスが効果的に展開されることはもとより、市民をはじめ、町内会、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、事業者、福祉施設等の地域に関わる多様な担い手と行政が連携・協働して、地域の生活課題を解決していく仕組みを構築することを目指してきました。

この間、少子高齢化は一層進行し、社会状況は著しく変化しています。地域ごとに状況は異なり、地域の特性に応じたきめ細かな支援がますます求められています。また、公的な保健福祉サービスは、それぞれの分野ごとに充実が図られてきてはいるものの、市民の地域生活におけるニーズはさらに多様化・複雑化し、身近な地域でなければ対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

一方では、NPO、ボランティア活動などが活発化し、新たな市民の力による地域のつながりが生まれています。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からは、地域や仲間・組織による支援、若者をはじめとする多くの方々のボランティア活動への参加など、「市民力」が再確認されました。

このような地域情勢の変化や復興に向けての新たな生活課題等も踏まえ、第1期計画の取り組み状況を確認し、地域において支え合い、助け合う力（地域の福祉力）を高めていく取り組みをさらに充実させていくため、第2期仙台市地域保健福祉計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

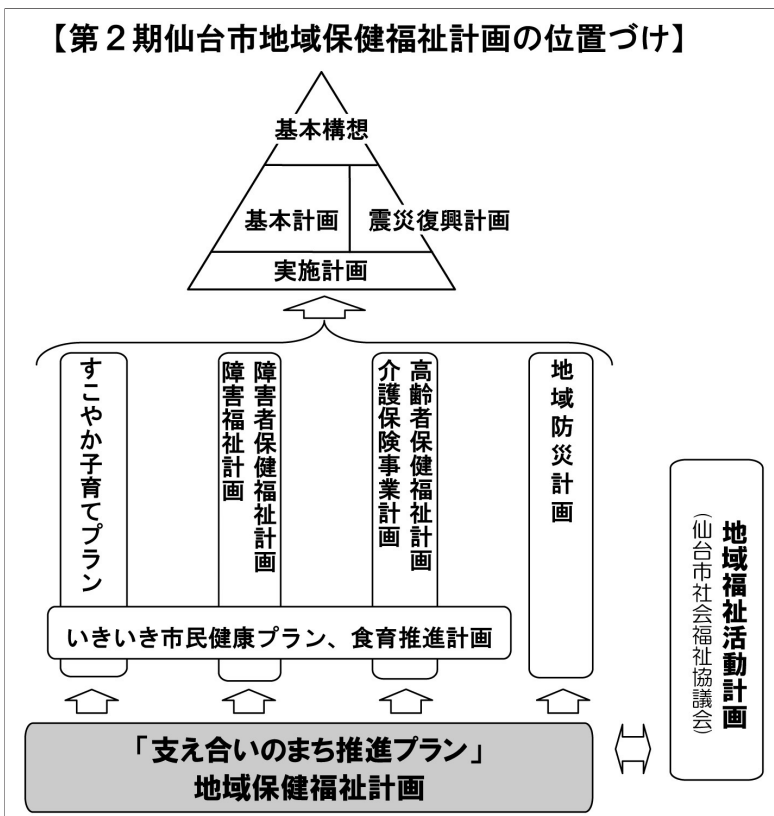
本計画は、地域における支え合いを促進し、行政をはじめ町内会、民生委員児童委員（以下、「民生委員」という。）、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、事業者、学校、企業、専門機関等が、協働により地域保健福祉を推進していくため目標や施策の方向性を定めるものです。

また、本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけ、この法律による、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を盛り込んでいます。さらに、平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知による、「災害時の要援護者支援」の方策も盛り込んでいます。

本計画は、「仙台市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」や「震災復興計画」を上位計画とするとともに、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者保健福祉計画・障害福祉計画」「すこやか子育てプラン」「地域防災計画（平成24年度中に見直し）」などの分野別計画が、地域においてより効果的に展開されることを支える役割を果たします。

なお、本計画は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）が策定している、地域住民やさまざまな機関・団体が連携・

【第2期仙台市地域保健福祉計画の位置づけ】



協働しながら地域福祉活動を進めるための民間の活動計画である「地域福祉活動計画」と、それぞれの役割を活かしながら相互に連携を図る必要があります。本市と市社会福祉協議会をはじめ地域住民・地域団体・関係機関の連携・協働により、本計画と地域福祉活動計画を一体的に推進していきます。



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4カ年とし、終期を上位計画である「震災復興計画」と同じくし、復興期において地域が支え合う力を推進する計画としました。

### 4 市民参加による計画策定

#### (1) 仙台市地域保健福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、福祉関係団体、医療関係団体、ボランティア団体、NPO、町内会、学識経験者など17名による「仙台市地域保健福祉計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を平成22年3月に設置し、審議を行いました。

#### (2) 計画策定過程における市民参加

本計画は、市民が主体的に参加するさまざまな活動など、地域保健福祉を推進するための活動等を積極的に推進することを目的としているため、計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見を反映させる必要があります。

計画策定過程における市民参加として、以下の取り組みを実施しました。

##### ① 市民アンケート

地域保健福祉に関する市民のニーズや意識・意見を把握し、また、社会福祉施設やNPO法人における地域との関わりの実態等を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

調査期間 平成22年2月17日～3月3日

調査方法 郵送方式

内 容	市民意向調査	NPO法人実態調査	社会福祉施設実態調査
対 象	16歳以上の市民から無作為に抽出した5,000人	市内で保健福祉分野の活動を行っているNPO法人153法人	社会福祉法人が経営する市内の社会福祉施設196施設
回収数	2,305票 (回収率46.1%)	63票 (回収率41.2%)	128票 (回収率65.3%)

(調査の結果は、13～15ページを参照ください。)

## ②住民座談会（市社会福祉協議会・策定委員会による共催）

地域特性の異なる各区1地区（計5地区）を選定し、地域住民の方々をはじめ地域に関わるさまざまな団体の参加と協力のもと、地域保健福祉の課題等について話し合う「住民座談会」を平成22年7月から11月に開催しました。（結果は16～18ページを参照ください。）

{	青葉区：五橋地区	宮城野区：岩切地区	若林区：七郷地区
	太白区：秋保地区	泉区：南光台東部地区	

## ③市民フォーラム（地域福祉セミナー）

「住民座談会」で出された課題や、地域保健福祉の推進における市民との連携・協働の必要性について、広く参加者と共有することを目的として、平成22年11月6日および平成24年2月29日に「地域福祉セミナー」を開催しました。（市社会福祉協議会との共催）

## ④パブリックコメント

平成22年12月22日から平成23年1月31日までパブリックコメントを行い、計画の中間案をホームページ、市政情報センターや各区役所、市民センター、地域包括支援センター等で公開し、広く市民の意見をいただきました。

### (3)東日本大震災後の市民意見の反映

#### ①策定委員会

震災後の策定委員会では、震災直後の混乱ぶりや、町内会長、民生委員など地域のキーパーソンの踏ん張り、ボランティアとしての中学生・高校生・大学生の活躍、地域との関わりが薄かった働く世代や主婦、シニア世代等による助け合い、避難所の運営、要援護者の支援などについて策定委員からさまざまな課題やよくできた事例などが挙げられました。

また、「地域のカや絆の大切さがあらためて実感された」「日頃からの顔の見える関係づくりが重要」といった意見が挙げられました。

#### ②市民アンケートなど

「地域防災計画」等の見直しの参考とするため実施した市民アンケート、被災者の生活再建等のために実施した意向調査、市社会福祉協議会が運営する地域支えあいセンターへの相談内容などから、課題の整理を行いました。

## 第2章 地域保健福祉に関する現状および課題

### 1 第1期計画の振り返り

第1期計画では、基本目標として「(1)市民の主体的参加による支え合い、助け合う地域づくり」「(2)地域において保健福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり」を掲げ、その実現を図るため、9つの取り組みの基本的方向を設定し、地域保健福祉を推進してきました。

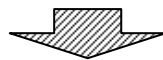
基本的方向ごとの主な取り組みと課題は次のとおりです。

#### 第1期計画 基本的方向1 地域への関心を高める機会の創出

地域を知る機会や地域課題に共感することができる機会づくりが進められるよう、地域保健福祉の広報・啓発や地域保健福祉に関する学びの場と参画の機会の整備を進めます。

##### (主な取り組み)

- 第1期計画の冊子の配布等による広報・啓発
- 市民センターにおける講座、地域福祉セミナー等
- 夏のボランティア体験学習会
- 地区社会福祉協議会運営モデル事業による地域内の話し合う場づくり



##### (第1期計画から見えた課題)

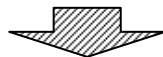
- 本計画に対する市民の関心を高めるため、より一層の広報が必要
- 広報・啓発が、実際の活動等に結びついているかなどの検証が必要
- 地域課題を話し合う場づくりが、限定的な取り組みに留まっているため、実施箇所の拡大や検討内容の充実等のさらなる推進が必要

**第1期計画 基本的方向2**  
**地域での交流の輪、支え合い・助け合いの輪を広げる**

人と人とのつながりや地域とのつながりの拡大を図るため、交流の機会づくりや見守り活動の活性化を進めます。

**(主な取り組み)**

- サロン活動等の交流の機会づくり
- 安否確認等の見守り活動や、日常生活の支援活動を行う小地域福祉ネットワーク活動の促進



**(第1期計画から見えた課題)**

- 障害のある方を対象としたサロン活動について、さらなる取り組みが必要
- 小地域福祉ネットワーク活動の市域全体でのさらなる活性化が必要

**第1期計画 基本的方向3**  
**地域活動の活性化・活動が生み出されるきっかけづくり**

地域や多様な生活課題についての関心を活動につなげることができるよう、活動をはじめのきっかけづくりや地域での活動場所の拡充に取り組みます。

**(主な取り組み)**

- ボランティアセンターや市民センターによる各種ボランティア講座
- 介護予防自主グループ支援や地域子育て支援事業等による、自主グループの活動支援



**(第1期計画から見えた課題)**

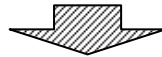
- 各種講座が受講者の実際の活動につながっているかの検証や、受講後の継続的な情報提供が必要
- 自主グループ活動への支援について、障害者、高齢者、子育てといった分野ごとにばらつきがあるので、解消策が必要

**第1期計画 基本的方向4  
人材の発掘・育成**

地域保健福祉の担い手となる人材の発掘や、ボランティア等の育成に取り組みます。

**(主な取り組み)**

- 各区、市民センター、ボランティアセンターなどの各種講座・研修等



**(第1期計画から見えた課題)**

- 各種講座・研修の受講者が実際に活動者となるためのフォローアップについて、効果的な手法の開発が必要

**第1期計画 基本的方向5  
地域内での連携・ネットワークの構築**

それぞれの地域の団体や機関が連携し、効果的に力を発揮することができるようネットワークの強化に取り組みます。また、支援の対象や地域ニーズの特性に応じてさまざまな支援が行われるよう、支援体制の整備に取り組みます。

**(主な取り組み)**

- 地域の団体や機関の連携強化を目的とした担当圏域包括ケア会議
- 地域生活支援ネットワーク会議等



**(第1期計画から見えた課題)**

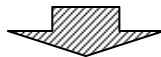
- 構築された支援ネットワークが、町内会やNPOなど、地域活動団体と連携し、分野の枠を越えて相互に協力することが必要

**第1期計画 基本的方向6  
地域内での情報の提供と共有化**

地域で活動する団体の活動や、相談支援機関などの情報が共有され、市民により一層活用されるよう、情報提供と共有の仕組みづくりに取り組みます。

**(主な取り組み)**

- 各種情報紙やホームページによる、地域団体の活動や保健福祉に関する情報の提供



**(第1期計画から見た課題)**

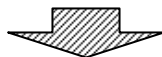
- 市民がどんな情報を必要としているか、提供している情報が市民に十分に届き有効に活用されているかなどの検証により、より市民ニーズに合致した情報提供が必要

**第1期計画 基本的方向7  
相談支援機能の強化**

行政の相談窓口や、生活支援を行う地域の相談支援機関等が必要な機能を果たしていくことができるよう、区役所保健福祉センターの相談窓口の充実や、地域の相談窓口の充実に取り組みます。

**(主な取り組み)**

- 各区保健福祉センターに分野ごとの総合相談窓口を設置し、サービスを一体的に提供
- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所など、地域の身近な相談窓口を整備



**(第1期計画から見た課題)**

- 同居する障害のある方と高齢の方がともに支援が必要な場合など、分野別の対応では困難なケースの増加に対応するため、各総合相談窓口の充実強化や関係部署、関係機関等の連携強化など、相談支援体制の充実が必要
- 身近な相談窓口について、研修による人材育成や市民への周知が必要

**第1期計画 基本的方向8  
保健福祉サービスの利用援助の仕組みづくり**

多様なサービスの選択に必要な情報を適切に提供していくことができるよう、情報提供の充実に取り組みます。また、保健福祉サービスの利用者が、事業者と対等な立場でサービスを利用することができるよう、サービスの利用者保護に取り組みます。

**(主な取り組み)**

- 市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（利用援助・日常的な金銭管理サービス等）や、成年後見総合センター運営への支援
- 成年後見制度の利用が困難な方に対して、市長が申立てを行う取り組みを推進するとともに、市民後見人候補者を養成



**(第1期計画から見えた課題)**

- 養成した市民後見人候補者への継続した研修や情報提供が必要
- 家庭裁判所から選任された市民後見人に対する支援が必要

**第1期計画 基本的方向9  
保健福祉サービスの充実**

保健福祉サービス事業者が良質なサービスを提供する取り組みが進められるよう、専門的人材の育成や事業者における苦情解決体制の構築、福祉サービス評価事業普及のための環境整備に取り組みます。また、保健福祉サービス充実に向け多様なサービスの創出に取り組みます。

**(主な取り組み)**

- 保健福祉サービスに携わる関係者の資質向上に向けた各種研修を実施
- 市民活動サポートセンターの運営等、地域で保健福祉サービスを提供する市民活動団体等への支援



**(第1期計画から見えた課題)**

- 地域の保健福祉課題に沿って、各種研修の定期的な内容の見直しやメニューの統廃合を行い、関係者の効果的なスキルアップが必要
- 市民活動団体等のニーズを把握し、より効果的な支援が必要

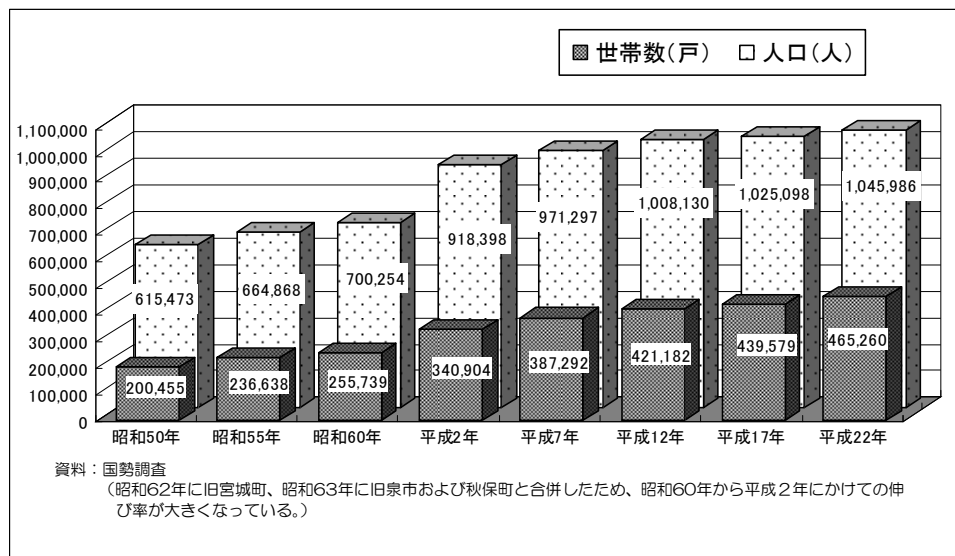
## 2 統計データ等からみる本市の現状

### (1)人口の推移と人口構造

#### ①人口の推移

本市は、平成元年に政令指定都市へ移行し、平成11年5月に人口100万人を超えました。その後も、人口・世帯数ともに増加を続けています。平成22年国勢調査における人口は1,045,986人で、前回調査（平成17年）と比較して20,888人、率にして2.0%の伸びとなっています。

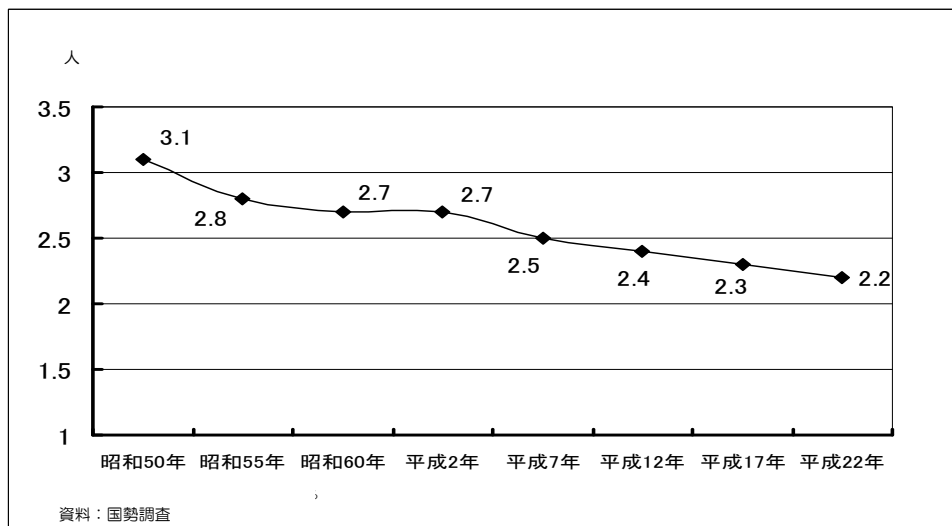
図表1 人口および世帯数の推移



#### ②世帯規模の推移

人口の増加率に比べ、世帯数の増加率の方が高く、年々世帯規模の縮小が進んでいます。

図表2 1世帯あたりの構成員数の推移

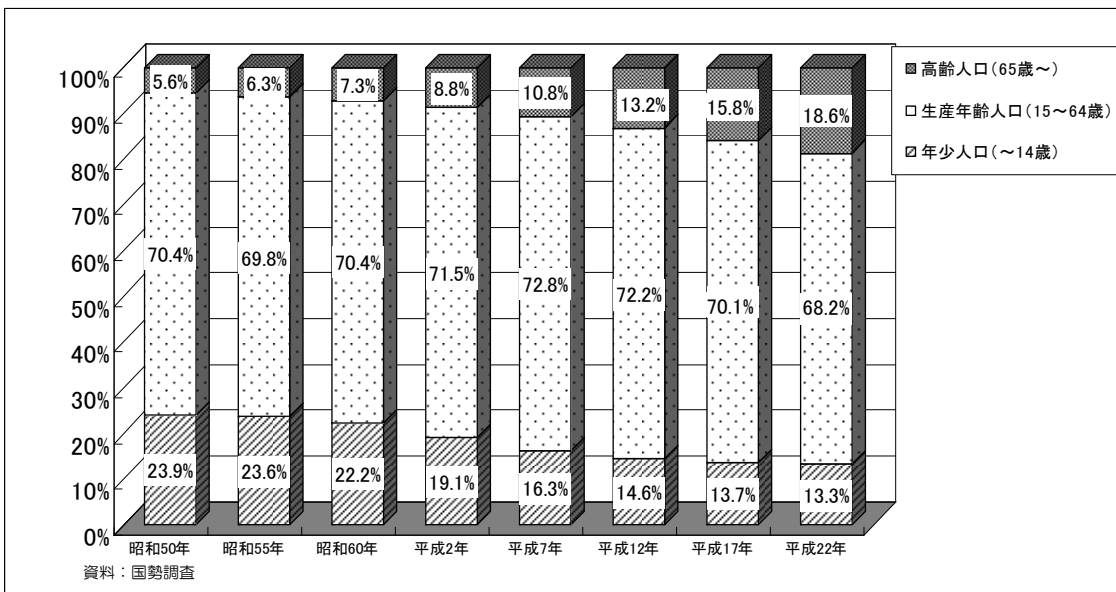




### ③ 少子高齢化の進行

全国的な傾向と同様、本市においても、確実に少子高齢化は進んでいます。本市の高齢人口の割合は、平成17年には全体の15.8%でしたが、平成22年には18.6%に上昇しています。一方、年少人口の割合は低下傾向が続いており、平成17年には全体の13.7%でしたが、平成22年には13.3%となっています。

図表3 人口構成の推移



本市における少子高齢化は、今後も進むものと予想されます。本市の将来人口の推計では、高齢人口の割合は平成32年には全体の約25%へと大幅に上昇する一方、生産年齢人口の割合は約63%に、年少人口の割合は約12%にそれぞれ低下することが見込まれています。

図表4 将来人口の推計

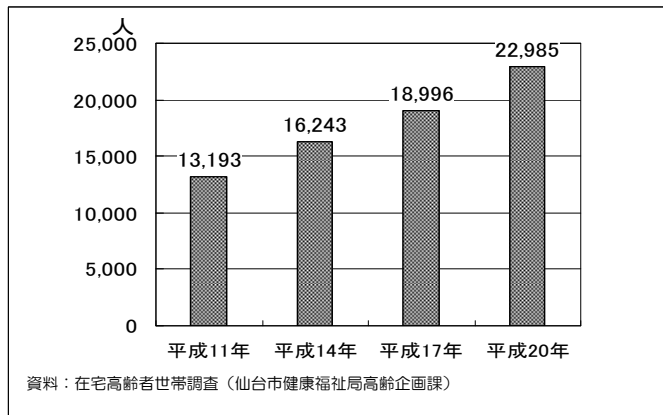
(単位：千人)

年次	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
夜間人口	1,046	1,051	1,047
高齢人口(65歳～)	196(18.7%)	238(22.6%)	268(25.6%)
生産年齢人口(15～64歳)	711(68.0%)	682(64.9%)	656(62.7%)
年少人口(～14歳)	139(13.3%)	131(12.5%)	123(11.7%)

資料：仙台市基本計画(平成23年度～平成32年度)

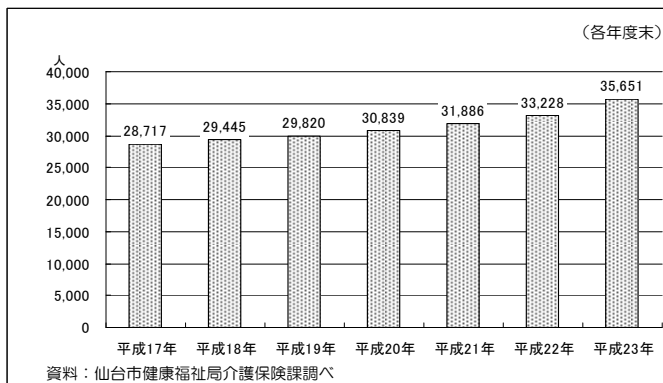
#### ④地域で支援を要する人の現状

図表5 一人暮らし高齢者数の推移



一人暮らしで65歳以上の高齢者数は年々増加傾向にあり、平成20年の調査では、約23,000人となっています。

図表6 要介護・要支援認定者数の推移



一人暮らし高齢者数と同様に、要介護・要支援認定者数も年々増加傾向にあり、平成23年度末では、約35,600人となっています。

図表7 障害者手帳保持者数の推移

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年
身体障害者手帳(人)	22,448	26,455	28,977	30,635
療育手帳(人)	4,102	5,013	5,798	6,679
精神障害者保健福祉手帳(人)	2,957	3,909	5,458	6,607

資料：仙台市健康福祉局障害企画課調べ

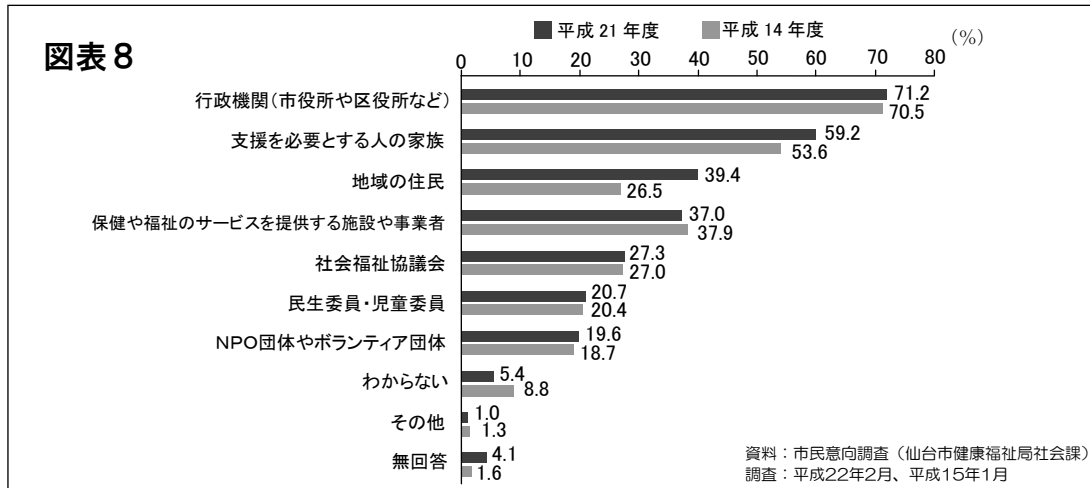
少子高齢化や核家族化は、今後も進むことが予想されます。また、一人暮らしの高齢の方や、障害のある方の増加などにより、地域における保健福祉ニーズはますます増加し、また多様化・複雑化していくことが予想されます。

今後も増加が見込まれるこれらのニーズに対応し、誰もが地域で安心して生活を送るためには、行政と地域が協働し、すそ野の広いきめ細かな活動を、重層的・段階的に展開することが必要です。

### 3 アンケート調査の結果

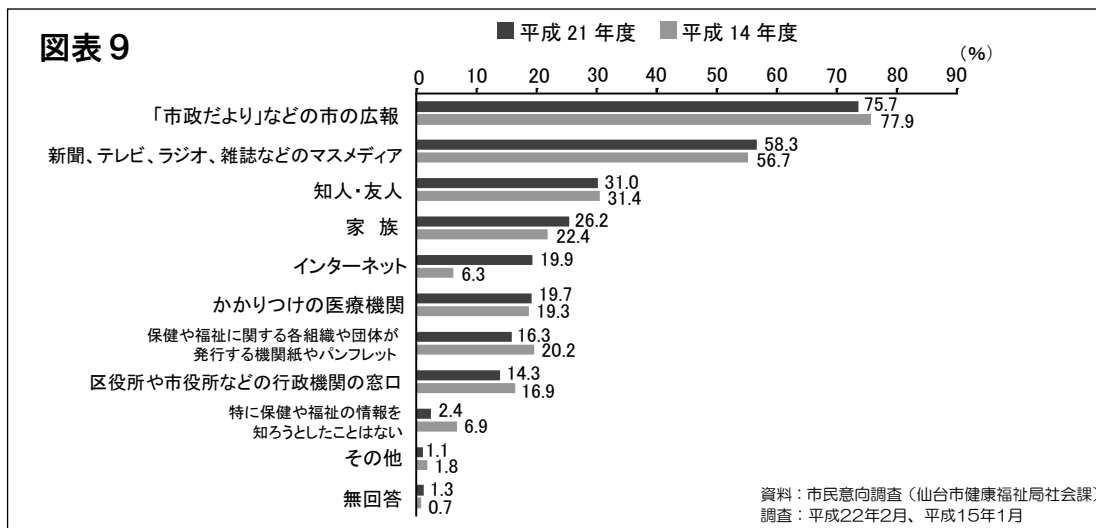
#### (1) 市民意識と生活の変化

▼「日常生活で困ったことがあっても地域で生活していくために必要な支援は誰が（どこが）行うべきだと思いますか。（複数回答）」



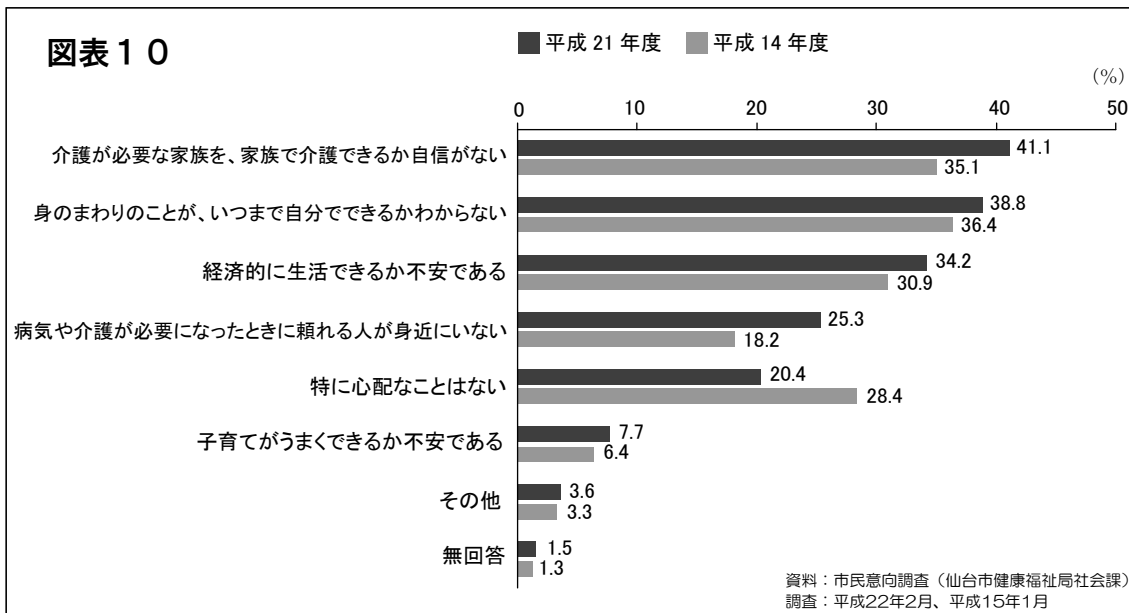
日常生活や地域生活での支援については、行政機関への期待が大きいです。一方で、『地域の住民』と回答した方の割合が前回調査よりも大きく増加しており、地域の役割に対する期待も高まっています。

▼「日頃、保健や福祉に関する情報をどのように入手していますか。（複数回答）」



『各組織や団体が発行する機関紙やパンフレット』『行政機関の窓口』と回答した方の割合が減少している一方で、『インターネット』と回答した方の割合が、6.3%から 19.9%と大幅に増加しています。

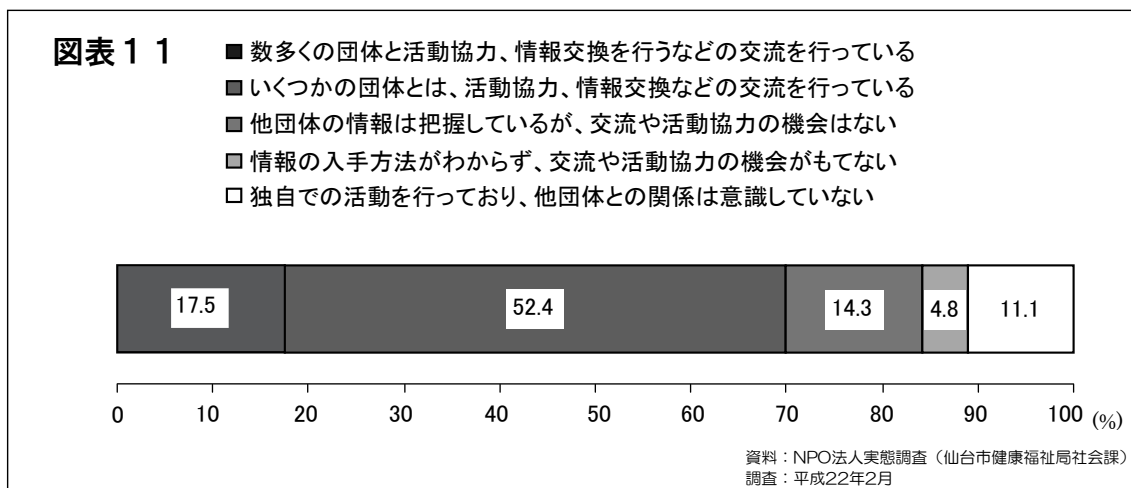
▼「住み慣れた土地で生活していく上で心配していることは何ですか。（複数回答）」



『特に心配なことはない』と回答した方の割合が前回調査よりも大きく減少しており、その他のすべての項目は増加しています。生活に不安を抱えている方が増えている現状があります。

(2) NPO法人の現状

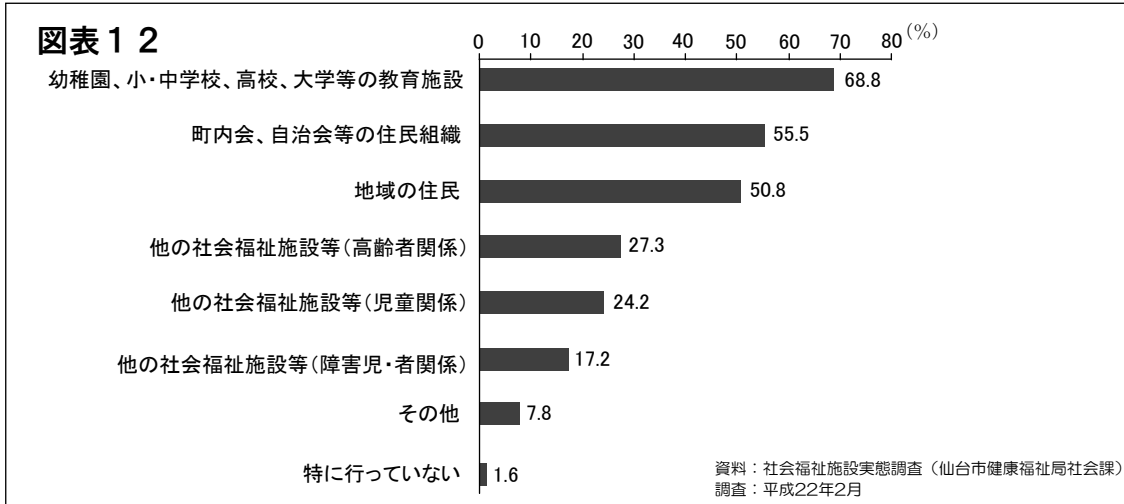
▼「保健や福祉分野の活動を行っている他団体との程度の交流がありますか。」



約7割のNPO法人が他団体との交流を行っていると回答しています。また、自由記述の中でも、他団体との交流を持ち、連携して活動する必要があるなどの回答が多くみられました。

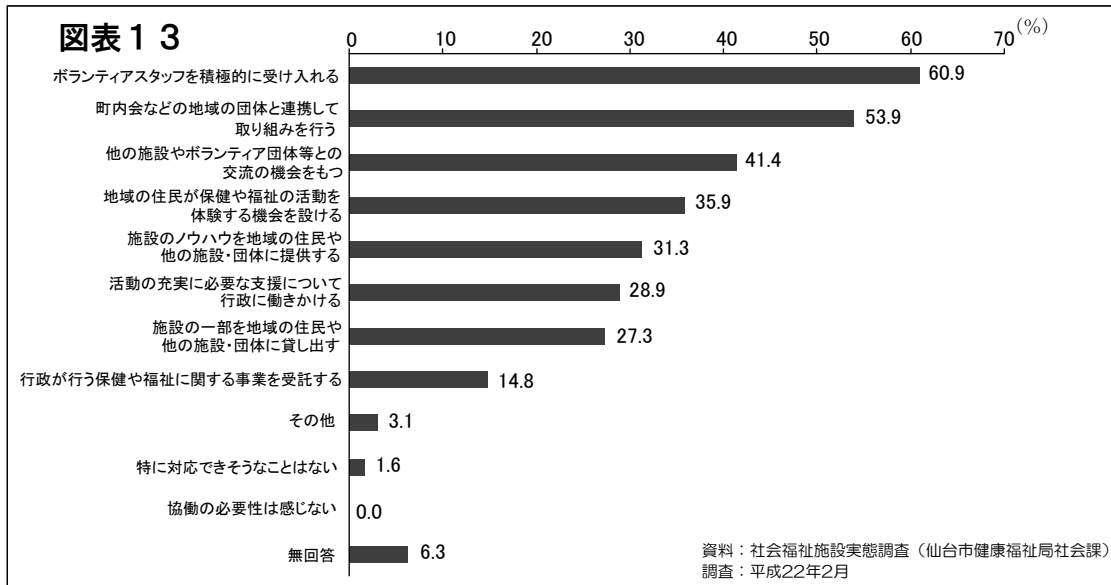
### (3) 社会福祉施設の現状

▼「貴施設が行っている地域との交流事業について、その相手先はどこですか。(複数回答)」



教育施設や住民組織、地域の住民と交流しているという回答結果が上位になっており、社会福祉施設が地域との交流を進めていることが伺えます。

▼「保健や福祉に関する活動は、さまざまな主体が協働して行っていくことが必要と言われてきていますが、そのための取り組みとしてどのような対応が可能ですか。(複数回答)」



ボランティアの受け入れや、地域団体との連携など、前向きな回答が多くなっています。また、約3割の施設が、地域住民や他の施設・団体へ『ノウハウを提供する』『施設の一部を貸し出す』と回答しており、施設が持つ知識や設備などを活かした協働への取り組みが期待されます。

## 4 住民座談会の結果

各区1地区（計5地区）で開催した住民座談会では、参加者が小グループに分かれ、『私たちの地域のいいところ』『地域のなかで困っているところ』『私たちにできること』の3つのテーマで話し合いを行いました。それぞれの地域で特徴的な意見、多くの地区で共通した意見、課題の解決に向けたアイデアなど、参加者から多様な意見が出され、活発な話し合いが行われました。

以下は、住民座談会で出された主な意見をまとめたものです。

### (1) 住民座談会で出された主な意見（課題を中心に）

#### 地域のつながりが希薄化している

- ・ 町内の中でもなかなか挨拶ができない
- ・ 年々お隣同士のお付き合いが少なくなっている
- ・ マンションなどが多いため、隣の顔がなかなか見えない
- ・ 「隣に住んでいる人の顔がわからない」という現実が増えている
- ・ 単身世帯が多く、学生や働き世代と地域とのつながりが少ない
- ・ 異世代交流がない
- ・ 古くからの居住者と新しい居住者との交流が少ない

#### 地域への関心が低い・地域行事への参加が少ない

- ・ 地域に興味のない方がいる
- ・ 町内会活動への住民の理解不足
- ・ 福祉活動を担う、次世代を育成するという意識が低い
- ・ 地域行事への参加者が少ない
- ・ 自分の子どもが小学校、中学校を卒業すると、町内会行事に参加しなくなる
- ・ 学生の地域貢献が少ない
- ・ 学生や仕事に就いている人の参加が少ない
- ・ 働いているので、町内の集まりや関わりに行きたくても行けない
- ・ 企業の参加がまだまだ少ない

**地域活動の担い手が不足している・メンバーが固定化している**

- ・なかなか町内会の会員が増えない
- ・若い人が町内会に入らない
- ・地域で主に活動する人が限定され、重複している
- ・各活動団体のなり手がいない
- ・高齢化が進んでおり、中間世代の空洞化が進んでいる

**交流の機会が少ない**

- ・町内会など全員で集まり話し合う等の会合が少なくなった
- ・地域にある多くの福祉団体との情報交換の場が少ない
- ・もっと地域の方とお年寄りの交流機会を持ちたい
- ・集える場所が不足している

**地域の情報が不足している**

- ・集合住宅に入居している高齢者の生活状況が把握しにくい
- ・一人暮らしの家庭が増えているが、情報が入ってこない
- ・地域情報が住民に入りづらい
- ・団体の活動を把握することが難しい
- ・仙台市の高齢者・障害者の福祉サービスが行き届いていない

**生活上の不安がある**

- ・高齢者が増え、子どもの数が減ってきている
- ・公共交通が少ない、通学路に歩道が無く車の通行が多くて危険、道も狭い
- ・近くの店で買い物ができず困っている人がいる
- ・広く防災活動が展開されていない
- ・災害のときだけ助け合えば良いと思っている住民が多い
- ・自然とふれあう子どもの遊び場が少ない

## (2) 『私たちにできること』～住民座談会にて～

- ・ 普段からの顔が見える関係づくり
- ・ 安心して暮らせる地域になるために、挨拶をする
- ・ まずは挨拶からはじめて、出会いやふれあいのきっかけをつくる
- ・ 出会ったときに、ハイタッチや握手をするなど、楽しい方法を考える
- ・ つかず離れずの近所づきあい。そのなかでの助け合い
- ・ 新しく引っ越してきた方、昔からの住民との交流の機会を持つ
- ・ 若い世代からの付き合いを大事にして、地域への関心を持ってもらう
- ・ 中学生にも役割をもたせる
- ・ スポーツイベントなど、地区全体で交流の機会をつくる
- ・ 町内会のイベントを世代間交流のできる場となるよう工夫してみる
- ・ 地域での社会体験、自然体験を子どもにしてもらう
- ・ 町内会のないマンションなどは、子ども会をつくってから町内会に発展していく
- ・ 町内会の役割を分担する
- ・ 学生と町内会をつなぐパイプをつくる
- ・ 子ども会、町内会、一緒に作業を進める
- ・ PTA、子育てグループ、子ども会、老人会の協力
- ・ 老人会へ子どもを連れて参加できないか働きかける
- ・ 地域のリーダー養成
- ・ 高齢者施設の入所者が地域の夏祭りに参加して、入所者と住民の交流が図れているので、これからも続けていきたい
- ・ 福祉施設への慰問や、福祉施設の職員、入居者が地域のお祭りに参加するなど、相互に交流を図る
- ・ どういう団体が、どんな活動をしているかについてまとめた福祉マップを作成し、問い合わせ先も記入して使いやすくする
- ・ 掲示板、回覧板、メールなども使って、住民に情報をめげずに発信する
- ・ 若い人は楽しい活動を提案し、率先して行動する
- ・ 若い人も高齢の方も意見が出しやすい投書箱を地域に設置
- ・ 現状をよくみて考えて、改善できることは改善する



## 5 東日本大震災により再確認された「市民力」と現状

東日本大震災は複合的・広域的な被害をもたらし、多くの課題を残しましたが、同時に、私たちが培ってきた自助・共助といった「市民力」も再確認されました。震災により再確認された「市民力」と、被災者の現状、支援課題は次のとおりです。

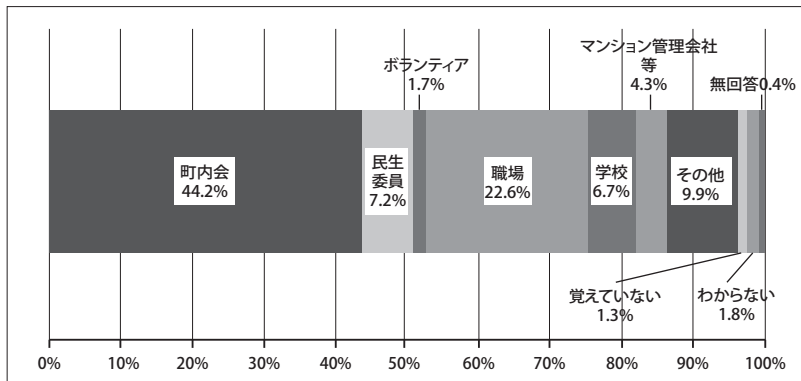
### (1) 東日本大震災により再確認された「市民力」

#### ① 自助・共助の力

震災発生時、情報が途絶し混乱する中で、安否確認や避難所までの誘導など、地域住民同士のお互い様の底力が発揮されました。また、避難生活においても、避難所の運営や、在宅の被災者の見守りなど、さまざまな局面で自助・共助の力が再確認されました。

**図表 1 4 震災後の安否確認実施者** (調査対象：安否確認の調査を受けた方 1,978 人)

▼ 避難所以外で生活している時期の安否確認の調査はどなたが行っていましたか (単数回答)



安否確認実施者として、「町内会」44.2%、「民生委員」7.2%の結果から、半数は地域の中の共助で行われたことがわかります。

資料：東日本大震災に関する市民アンケート (仙台市消防局防災安全課 / 調査期間：平成23年11月25日～12月22日)

#### ② 地域におけるキーパーソンの力

震災発生直後、一人暮らしの高齢の方や障害のある方、妊娠されている方などの要援護者への支援や、避難所運営等に奔走した町内会役員、民生委員、福祉委員等の存在がありました。復興に向けても、地域における見守り活動やサロン活動等、地域の保健福祉活動に積極的に取り組んでいます。

## 市民力 コラム①「住民同士の自助・共助による支え合い」 ～太白区八木山南 街づくりプロジェクト～

平成 22 年、太白区の八木山南地区社会福祉協議会では、世代間交流による地域活性化と人材育成を目指し、「八木山南 街づくりプロジェクト」を立ち上げた。プロジェクトでは、「ハタスケ隊」「仲良く囲GO～」「一心たすけ愛」「まざって月イチ」「チエの和塾」「あ茶び場」の6つの活動を地域で展開。メンバーは 20 代～70 代までの幅広い世代の 22 名。東日本大震災において、日頃の活動がどう役立ったのか、メンバー5 人と連合町内会長に取材をした。(以下、敬称略)

### Q. 街づくりプロジェクトに関わったきっかけ

**阿部委員**：プロジェクト立ち上げ時からのメンバーの岩淵さん、震災の避難所運営をきっかけに関わってくれた佐々木(磨)さん、宮下さん、いかがか？

**岩淵**：会長さんがとにかく熱い。私は専業主婦だが、息子達に「自分達はいいところに住んでいる」と言われた。その息子達に活動をつないでいくためにも、自分のできることを手伝いたいと思った。

**佐々木(磨)**：いつの間にか関わっていた。活動しているうちに、自分が楽しくなった。

**宮下**：私は関西出身で、結婚後に仙台に来た。餅つきなどの行事を通して、ご近所の方と顔見知りになった。顔見知りになることによって、声がかかりやすいし、かけてもらいやすい関係性が築ける。

**高橋(庄)**：若い人の力で地域が変化してきている。

### Q. 東日本大震災時の活動

**高橋(庄)**：避難所運営は、学校、町内会、社協、民生委員、役所が一体となって行った。若い人も率先して役割を引き受けてくれた。中学生は配水車からの高齢者世帯への水運び。40 代のお父さん達は普段はあまり地域に関わる機会がないからと夜のお泊り。40 代のお母さん達は鍋や食材を持ち寄りながら、一日 2 回約 300 食の炊き出し。自然発生的に住民の皆さんが手伝ってくれたのが、何より嬉しかった。

**佐々木(富)**：日頃のプロジェクトの行事において、大鍋で料理をつくって皆で楽しく食べていた。だから、炊き出しもスムーズにできた。

**佐々木(磨)**：大学生も車イスの方を自然に介助するなどしていた。若者もとても頑張っていた。

**阿部委員**：若い世代の住民も、肩に力を入れずに、



プロジェクトの行事「もちつき」の様子

自分のできる範囲で地域に関わろうという気持ちが根付いている。常日頃からの地域における「顔の見える関係づくり」が震災時に活きた。

### Q. 街づくりプロジェクトの醍醐味

**宮下**：「遠くの親戚より近くの知り合い」と思える地域づくりが味わえること。

**佐々木(富)**：子どもやお母さん達など地域の色々な方から、「ご苦労様」「芋煮おいしかったよ」など、声をかけられることが最高。

**岩淵**：あ茶び場を担当している。子どもや子どもの親から「次に何があるの？」と聞かれるのがうれしい。

**高橋(聡)**：私は広報担当でチラシをつくっているが、目を惹くように、遊び心を入れるよう工夫をしている。その工夫に反応があることが嬉しい。

**阿部委員**：彼の遊び心満載のチラシにより、住民の皆さんの関心がとても高まった。若い世代の力で楽しい行事をたくさん行って、「顔見知りの関係をつくる」ことはとても大切なこと。地域が育つには時間がかかる。八木山南でも 5 年の歳月をかけて、住民一人ひとりが何でも言える地域に育った。

### Q. 夢は？

**佐々木(富)**：お年寄りや子どもと一緒に和やかに安心して暮らせる地域づくり。負担感がないように活動したい。

**高橋(庄)**：地域の活動に対して、若い人の関わりが出来てきた。焦らないでやる。

**阿部委員**：地域の皆さんが自ら役員に立候補するようなまちにしたい。「地域の主役は住民」。この言葉を忘れずに、会長として、さらに活動を盛り上げていきたい。

### 【話し手の皆さん】

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 高橋 庄一郎 氏  | (八木山南連合町内会長)      |
| 高橋 聡 氏    | (八木山南第一町内会副会長)    |
| 佐々木 富美子 氏 | (地域福祉活動推進員)       |
| 佐々木 磨 氏   | (八木山南おやじの会会長)     |
| 宮下 志津子 氏  | (街づくりプロジェクトハタスケ隊) |
| 岩淵 和枝 氏   | (街づくりプロジェクトあ茶び場)  |

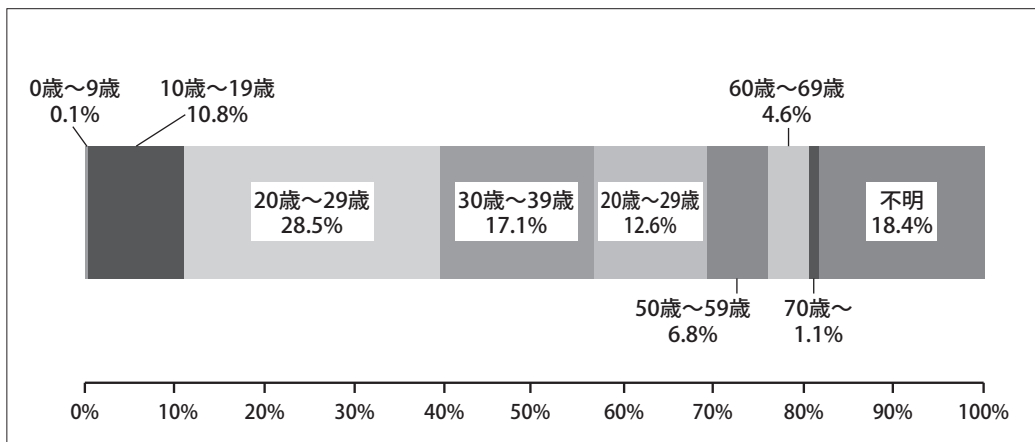
(聞き手：阿部 利美 委員)

### ③潜在的な地域保健福祉活動の担い手の存在

高校生・大学生や週末を中心に活動する社会人等を含めた10代～20代の若者の登録者は約4割となり、日頃地域に関わりが薄かった若者の力が発揮されたことがわかります。また、その他の年代においても、多くの方が災害ボランティアとして活躍しており、今後、この潜在的担い手を日頃の地域保健福祉活動の担い手へと結びつけていく仕組みづくりが重要になっています。

図表15 仙台市災害ボランティアセンター登録(活動)者の年齢別割合

※登録者(実人数)の総数から登録時の市内在住者を抽出。  
 (登録期間：平成23年4月1日～7月31日 対象人数：8,248人)



資料：市社会福祉協議会調べ（仙台市健康福祉局社会課で編集・作成）

### ④NPO、ボランティア団体の力

震災時、行政だけでは解決できない多様で複雑なニーズに対し、NPO、ボランティア団体の力が発揮されました。復興に向けても、震災をきっかけに設立された学生による団体や、震災以前から地域の中で活動していたNPOの活動などが大きな力となっています。

### ⑤地域と行政、専門機関、NPO、ボランティア団体、企業等の連携の力

震災発生直後は関係機関・団体の円滑な連携は難しい状況でしたが、被災者それぞれが抱える複合的な課題に対応するため、行政、町内会、地区社会福祉協議会、民生委員、NPO、ボランティア団体、福祉施設、事業所、企業等の連携による、復興に向けた取り組みが進められています。

## 市民力 コラム②「学生の姿に感激 若者の力はすごかった」

### ～東北学院大学災害ボランティアステーション～

震災により大学自身も大きな被害を受けながら、3月29日に立ち上げられた東北学院大学の災害ボランティアステーション。震災から1年4カ月ほど経った平成24年7月に、同ステーション所長の佐々木俊三副学長に、その立ち上げから現在に至るまでを振り返っていただいた。(以下、敬称略)

#### Q. 立ち上げのきっかけは？

**阿部委員長**：大学自身も被災し、市民の生活環境も大変だった時期に立ち上げた経緯は。

**佐々木**：市社会福祉協議会から学内の空きスペース等を貸してほしいとの協力要請を受け、大学として「地域社会に対してできることがあるはず」と考えた。また、震災後、先頭を切って在学生の安否確認をはじめたのは学生たちで、手の空いた学生は石巻に自転車で入ろうとしはじめた。そんな学生たちの動きに引っ張られ、教員は学生が活動するための仕組みや枠組みづくり等の手助けを始め、災害ボランティアステーションの開設へとつながった。

#### Q. 振り返っての評価、記憶に残る出来事などは？

**阿部委員長**：試行錯誤しながらの立ち上げだったと伺っているが、先導した佐々木先生に、災害ボランティアステーションを振り返ってみての感想や、記憶に残る出来事をお伺いしたい。

**佐々木**：焦燥感にかられた学生がたくさん登録してくれた。4月の時点で800～900、5～6月に1500名の登録があり、マッチングやマネジメント、運営スタッフの育成などに追われた。さらに、青山学院大学や関西学院大学をはじめとする全国の大学生が駆けつけてくれたので、受け入れの中継地点として、ハブ機能の役割も担った。そのために、大学を説得して学内の施設を宿泊所とする必要が生じた。この時はじめて、被災地の大学として果たすべき役割を悟った。

学生は「裸になれる」(＝利得で動かない。困っているから手をさしのべたいという気持ちのみで動く)ので、ボランティアは自己陶冶できる場、自己成長を遂げる場となる。成長した学生が他の学生を動かし、率いるようになっていった。

活動の現場へは学生だけでは行かせないこととし、必ず教員も自家用車等で同行。また、帰ってき



仮設住宅でのボランティア活動の様子

たら被災地で見聞きしたことがショックとして残らないように、プリーフィング(語り)を行った。

#### Q. 夏休みの大学間連携ボランティア活動について

**阿部委員長**：特に気仙沼の支援に力を注ぎ、震災直後の夏休み期間には多くの学生がボランティア活動を展開し、今年も引き続き予定しているとのことだが、詳しく伺いたい。

**佐々木**：震災から2カ月半経った5月末、各大学が単独で被災地に入っていた活動を一段飛躍させて大学間連携ボランティアを組織化。全国から集まった学生の混成チームで活動することになった。夏休み期間中、気仙沼でがれき処理や写真洗浄等の支援を実施。唐桑の体育館を宿泊地として借りて、土～木曜日の5泊6日を1クールとし、計11週間、延べ1500名のボランティアを送った。

はじめて現場に入った学生は、被災地の光景に驚いて沈黙し、背筋が伸びて何でもやると言ってくれた。普段はだらしない学生でも、いざという時になるとガラッと変わる。学生は感じやすく、いろいろなことを吸収する力がある。大人は見ても見ぬふりができるが、学生はそれができない。教員がすべきことは、活動の枠組みをつくり、懐の深い経験とするための手助けであった。全国から集まり、同じ釜の飯を食べて活動したボランティア仲間は、その後一生の宝となるはず。

今年は17の大学が参加を予定している。

#### Q. ボランティアへの期待、夢は？

**阿部委員長**：ボランティアステーションへの期待や夢、また、学生のボランティア活動に対する期待や夢などについて伺いたい。

**佐々木**：東北が支えてきた一次産業が大きなダメージを受けた。漁業、農業から去っていくとする高齢者の苦しみや悲しみを共有し、支える役割を担っていくのは、ボランティアステーションであり、学生だ。一過性の困った人の手助けにとどまらず、地域を支援していくところまでボランティアは進んでいかなければならない。

特に火をおこせない、IHしか知らない学生が米づくりなどの一次産業から学ぶ意義は大きく、汗をかいて食物を育てるプロセスからは、生きる力、生き延びる力を養うことができる。東北に根を張る学生として、やっていかなければならない。

(聞き手：阿部 重樹 委員長)

(2) 被災者の現状と支援課題

① 応急仮設住宅の入居者の現状と支援課題

図表 1 6 応急仮設住宅入居戸数

(平成 24 年 7 月 27 日現在)

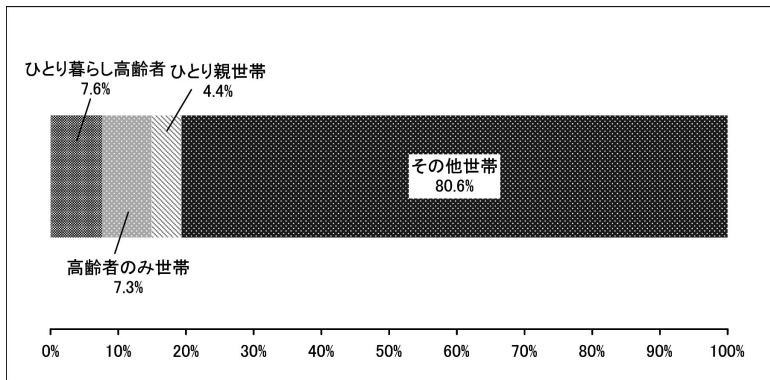
内 訳	戸数
プレハブ仮設住宅	1,415
借上げ公営住宅等	757
借上げ民間賃貸住宅	7,907
合 計	10,079

※本市で入居決定をしている戸数  
 ※プレハブ仮設住宅は福祉仮設住宅を除く  
 ※借上げ民間賃貸住宅は本市受付の集計で他市町村物件を含む  
 ※借上げ民間賃貸住宅は他市町村受付の市内物件を含まない  
 資料：仙台市復興事業局仮設住宅室調べ

応急仮設住宅として、プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等、借上げ民間賃貸住宅がありますが、市内に点在しているため、支援の手が届きにくい借上げ民間賃貸住宅への入居世帯が 7,907 戸と圧倒的に多い状況です。

図表 1 7 応急仮設住宅入居世帯の世帯構成

- 調査対象：本市で受付し応急仮設住宅に入居した8,935世帯
- 調査期間：平成24年2月6日～2月20日

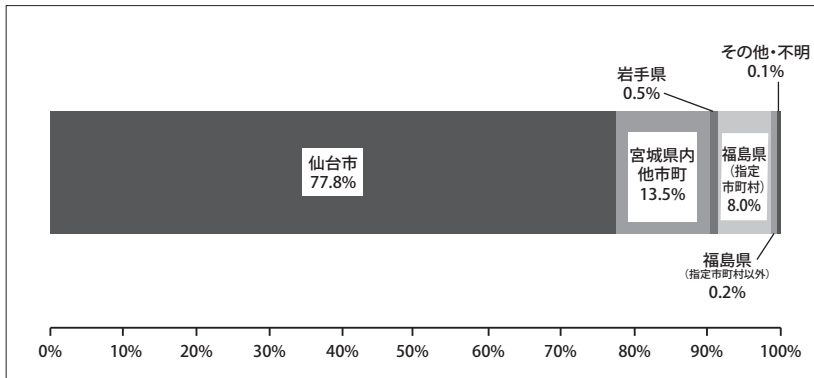


資料：応急仮設住宅の現況調査と就労に関する意向調査（仙台市復興事業局生活再建支援室・仮設住宅室）

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・ひとり親世帯といった、いわゆる「要援護者世帯」が約 20%となっており、地域での支え合いが求められます。

図表 1 8 応急仮設住宅入居世帯の震災時の居住地

- 調査対象：本市で受付し応急仮設住宅に入居した8,935世帯
- 調査期間：平成24年2月6日～2月20日

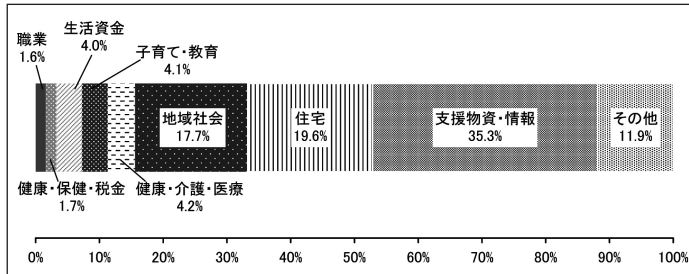


資料：応急仮設住宅の現況調査と就労に関する意向調査（仙台市復興事業局生活再建支援室・仮設住宅室）

仙台市外・宮城県外から避難してきた世帯が約 20%となっており、新たな地域でのつながりづくりが求められます。

図表 19 地域支えあいセンターへの相談内容

- 相談件数：1,130 件
- 調査期間：対象期間：平成23年12月～平成24年3月



資料：市社会福祉協議会調べ

地域社会 17.7%の詳細は、「サロン活動・交流の場の参加」「民生委員・町内会・地区社協の紹介等」「地域の社会資源情報の提供」であり、相談者が、地域とのつながりを求めていることがわかります。

応急仮設住宅の入居者の現状と支援課題をまとめると、要援護者世帯や市外・県外から転居してきた世帯などに対する、地域における支え合い・助け合い活動が必要といえます。

本市では、NPOとの協働による「安心見守り協働事業」や、市社会福祉協議会が行っている、主に借上げ民間賃貸住宅にお住まいの方々に対する巡回相談や65歳以上の高齢の方などを対象に戸別訪問し、見守りニーズの把握を行う「地域支えあいセンター事業」などに取り組んでいます。これらの事業を通して、地域での支え合い・助け合いの充実が図られています。

## ②その他の被災者の現状と支援課題

この度の大震災においては、日頃から隣近所のつながりが密な地域は、震災発生時における避難所運営等の活動もスムーズに行なわれ、また、地域ぐるみで被災者支援に取り組んでいる地区も見られるなど、地域のかや絆の大切さがあらためて実感されました。

一方で、震災の発生に伴い、住居が大きな被害を受け、仮設住宅や親類・知人宅に身を寄せて暮らしている方、市外・県外から避難してきている方など、多くの方が震災前の地域コミュニティから離れて生活することを余儀なくされています。さらに被災者の中には、未曾有の大震災を経験したショックを引き金とするストレスや不安、親類や知人・友人を亡くした心の傷、余震への恐怖などを抱えながら生活している方々も少なくありません。

現在、被災された方の恒久的な住まいの確保に向けて、復興公営住宅の整備を進めていますが、過去の震災においては、復興公営住宅入居後における孤独死が少なからず発生しています。

行政がさまざまな支援を進めることはもちろんですが、地域での支え合いや見守り活動を通じて、すべての市民が安心して暮らしていける土台づくりを進めていくことが、今まさに必要とされています。

## 市民力 コラム③「子どもが元気になると、大人も元気になった」

### ～NPO法人冒険あそび場―せんだい・みやぎネットワーク～

津波により大きな被害を受けた海岸公園冒険広場（若林区井土）には、震災前、年間18万人にもものぼる来園者が訪れていた。平成17年から、この広場の指定管理者として地域に密着した活動を展開してきたNPO法人冒険あそび場―せんだい・みやぎネットワークの高橋悦子理事とプレーリーダーの根本暁生さん取材し、震災後に行った活動や、地域への思い、今後の活動などについて伺った。（以下、敬称略）

#### Q. NPO 法人の自己紹介を

**鈴木副委員長：**自己紹介と、震災前の活動を伺う。  
**根本：**「遊びを通して生きる力を子どもたちに」をモットーに、子どもたちの育ちを支える場としての冒険あそび場をひろげる活動をしてきた。平成17年に法人化。海岸公園冒険広場（愛称：ぼうひろ）の運営や、情報発信、人材育成などを行ってきた。「ぼうひろ」は子どもの遊び環境をよくしたいという価値観を伝えていくための大事な拠点だった。

#### Q. 震災直後の活動について

**鈴木副委員長：**震災後、どのように動いたのか。  
**根本：**震災直後は現場に入れない状態が続いた。関わってきた地域が大きな被害を受け、自分たちは一体何ができるのだろうという思いだった。  
**高橋：**じっとしていられなかった。あの子たちはどうなっているのだろう、あの子と会えた、生きていた、という日が続いた。自分たちが地域に根ざした活動をしてきたことに改めて気づかされた。  
**根本：**避難所では、周囲に気を遣う保護者が「静かにしなさい」と子どもを注意せねばならなかった。子どもがどんな気持ちでいるか、ストレスをためていないか、目配りされるような状況ではなかった。  
 そんな光景を見て、自分たちの役割は、やはり子どもたちが思い切り自由に遊べる「あそび場づくり」だと思った。以前から「ぼうひろ」の運営委員会を通じてつながりのあった六郷小学校の高橋校長先生に相談、校庭の一角をお借りして、5月に「六郷あそび場」が始まった。先生は「子どもたちのキラキラした目を取り戻したい」と協力してくれた。

#### Q. その後の活動と臨時開園について

**鈴木副委員長：**子どもたちが遊びを介して地域を元気にしてくれたということですね。その後は。  
**高橋：**「残されたもの」として何ができるか、スタッフと何度も話し合った。震災前から地域を巻き込んだ運営委員会を自主的に開催し、地域と築いてきたつながりが、震災後に活かされる力となった。  
**根本：**最初の目標は、七郷地区も含め、夏休み中の子どもの居場所を確保することだった。仮設住宅の自治会等とも連携して、七郷地区も含め計3箇所のあそび場活動を始めることができた。「やっば、ぼうひろはおもしろいな～」との声に支えられた。  
**高橋：**大きな地震後なので、子どもに付き添い祖父母なども参加するだろうと予測しており、それは的中した。学校の校庭という安心感もあり、「大人の

居場所」にもなった。大人は子どもが遊ぶ姿を通して生きていることを再確認し、元気になっていった。私たちのNPOは、子どもとの直接の関わりが中心だったが、震災後は「地域とともに生きるNPO」として多世代の皆さんと関わる機会が増えた。

**根本：**震災から8ヵ月後の11月には、冒険広場の臨時開園にたどりついた。450人あまりの来園者でにぎわった園内には、「穴掘り」や「基地づくり」など思いっきり遊ぶ子どもたちの笑顔があった。

**高橋：**被災した地域の方にも「自分の家はなくなったが、ぼうひろが残ったことは大きな支えになる」と言ってもらえた。

**根本：**再開を望むたくさんの声に勇気づけられた。また、全国からのさまざまな応援をいただいた。

#### Q. 今後の活動について

**鈴木副委員長：**NPOは本当に活躍された。これは仙台の大きな財産。

**根本：**震災後、いろいろな分野のNPOが精一杯頑張っていた。そのNPO同士が連携すれば、行政にはできないこともやっていけると感じている。

**鈴木副委員長：**昔のような地域のつながりを回復するためにも、NPOの役割は重要。

**根本：**仮設住宅では、大人を対象とした「縁側クラブ」という企画を行っている。大人の関係ができると、子どもを見守る環境も出来る。

**鈴木副委員長：**まさに地域づくりですね。

**高橋：**子どもを通して地域をつなぎ、地域と一緒に生きていきたい。ここに住みたいと選んでもらえるような、魅力ある地域づくりをしていきたい。



六郷あそび場の様子「輪ゴム連結 200本」

（聞き手：鈴木 孝男 副委員長）

## 市民力 コラム④「地域の身近な支え合い活動の担い手 福祉委員」 ～宮城野区燕沢地区 燕沢北町内会 福祉委員の取り組み～

身近な地域福祉活動の担い手である福祉委員。福祉委員は、ボランティアとして、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）が行う小地域福祉ネットワーク活動を実践している。主な活動は、高齢者の見守り、ごみ出し・買い物の手伝い、いきいきサロンや子育てサロンなどの地域における支え合い・助け合い活動。宮城野区の燕沢地区社協の福祉委員である燕沢北町内会の名取弘子さんに日頃の活動や震災時の活動、地域包括支援センターとの連携について取材をした。（以下、敬称略）

### Q. 福祉委員とは？

**庄司委員：**燕沢北町内会の福祉委員の人数、メンバー構成、具体的な活動内容は？

**名取：**今年度の福祉委員は、16名。燕沢北町内会では、民生委員が福祉委員を兼ねている。民生委員のほかに、ボランティアで福祉委員の活動をしている人もおり、連携しながら、一人暮らし高齢者の見守り活動や、サロン活動、配食活動などを行っている。

### Q. 福祉委員になったきっかけ

**庄司委員：**福祉委員として何年くらい活動をしているのか？はじめたきっかけは？

**名取：**燕沢地区社協が福祉委員の仕組みをつくった平成14年から活動している。はじめは、仕事や母親の介護をしながらスタートした。きっかけは、当時の民生委員に声をかけられたこと。自分の母親も地域の方々に声かけによる見守りをしてもらっていたので、その恩返し気持ちもあった。

### Q. 福祉委員の活動

**庄司委員：**見守り活動の具体的な方法は？

**名取：**見守り活動の対象者は、福祉委員一人当たり、3～4人程度。郵便受けの新聞が受け取られているか、夜間に電気がついていないかなどの確認による見守り活動がメインであるが、たまに訪問もしている。訪問時の会話の中で、「ヨーグルトを買ってきて欲しい」など、ちょっとしたお願いがある時は、お手伝いをしている。あくまでボランティアの福祉委員なので、自分のできる範囲で活動をしている。

**庄司委員：**サロン活動の具体的な方法は？

**名取：**サロンは高齢者を対象に月2回開催してい



平成24年6月30日開催「茶話会」(サロン活動の様子)

る。内容は軽体操やお茶のみ。また、燕沢地域包括支援センターの職員が健康講話の講師として手伝ってくれるなど、とても助かっている。

**庄司委員：**配食活動の具体的な方法は？

**名取：**年1回ずつ、高齢者を対象に食事会と弁当配食を行っている。食事会は、地域にある特別養護老人ホームパルシアで開催。昨年の参加者は18名。レクリエーションも取り入れ、参加者に楽しんでもらっている。弁当配食では、パルシアにお弁当をつくってもらっている。このお弁当は美味しくて大好評。高齢者の皆さんに喜んでもらっている。

### Q. 震災時における安否確認や避難所での活動

**庄司委員：**震災時に安否確認はどのように行ったのか？また、そのほかの支援活動は？

**名取：**見守り活動の対象者全員に声かけをした。地域包括支援センターが福祉避難所となったパルシアへ、要援護者である高齢者をすぐに連れて行ってくれた。災害時の緊急連絡網がなかったため、それぞれの判断で活動を行う形となり、民生委員と一緒に果物を配布するなどした。また、ほかの町内会では、避難所まで行けない人のために、福祉委員が集会所で炊き出しをしていた。

**庄司委員：**災害時に在宅で生活している人への物資の支援や見守りは大切だった。

**名取：**日頃は見守り活動の対象者とならない、若い世代が同居している家族などについて、情報をすばやく伝えることが出来なかったのが、反省点。

### Q. 今後の活動についての想い

**庄司委員：**地域内での連携体制や、これからの活動に対して、感じていること、考えていることは？

**名取：**燕沢北町内会の福祉委員は、町内会に直接は属していない。自然と連携をとっているが、何かあった時に緊急体制がとれるよう、町内会とはさらに連携を図りたい。燕沢地域包括支援センター、民生委員とは密な連携を図り、重層的な見守り活動ができています。この連携をこれからもぜひ維持していきたい。

活動をしていると、仲間も増えて楽しい。私は、福祉委員となる資質は誰もが持っていると思う。重々しく感じず、負担感なく、自分のできることを無理しないで活動することが大切。

（聞き手：庄司 健治 委員）



## 6 東日本大震災も踏まえた地域保健福祉の課題

第1期計画の振り返り、アンケート調査、住民座談会などの結果に加え、東日本大震災によって明らかになった課題も踏まえ、地域保健福祉を推進していくうえでの課題を、次の6つに整理しました。

### 課題①

- 地域コミュニティの希薄化
- 地域住民の地域保健福祉に対する関心の低さ
- 高齢化、固定化等による地域保健福祉の担い手不足

- ・ 新旧居住者の交流やマンション住人とそれ以外の住人との交流が進まないなど、地域のつながりが希薄化
- ・ 高齢化による担い手の減少や、新たな担い手の発掘が進んでいない
- ・ 地域保健福祉に関する広報・啓発事業などが、実際の活動にどの程度つながっているのかの検証や振り返りが不十分
- ・ 震災をきっかけに高まった地域への関心を風化させない仕組みづくりが必要
- ・ 震災時に活躍したNPO、ボランティア団体等の市民活動を地域保健福祉活動に積極的に活かす仕組みが必要
- ・ 震災によるボランティア活動において、潜在的な地域保健福祉活動の担い手としての若い世代、就労世代の存在が確認されたが、参加へ結びつける仕組みづくりが必要

### 課題②

- 地域のキーパーソンの不在
- 活動場所、拠点の確保が難しい
- 地域の資源が有効に活用されていない

- ・ 活動を行う団体等の中で主に活動する人が限定されている
- ・ 地域の連携を促進するためのコーディネーターの育成
- ・ 担い手となる人材育成のための各種講座や研修における効果の検証
- ・ 既存施設の活用や活動場所の相互利用等による、活動の拠点となる場所の確保
- ・ 各団体等のニーズを把握し、活動の活性化に向けたより効果的な支援等の検討
- ・ 仮設住宅や復興公営住宅等における新たなコミュニティ形成を支援する仕組みづくり
- ・ 地域を支える人材の育成

### 課題③

○身近でなければ発見が難しい生活課題（ニーズ）や、潜在的な生活課題の存在

○地域内の情報共有、話し合いの場の不足

- ・ ひきこもり、ごみ屋敷、地域からの孤立など、身近でなければ発見が困難な制度の狭間にある生活課題などの潜在的なニーズの存在が増加
- ・ 震災により、制度の狭間の生活課題が顕在化
- ・ 発見された生活課題の情報を、地域の関係者が共有し、解決に向けて話し合う機会、場が不足
- ・ 地域保健福祉の課題を話し合う場づくりについて、限定的な取り組みや支援に留まっている
- ・ 震災後のきめ細やかなニーズに対応するため、小地域福祉ネットワーク活動の推進強化などによる地域内の情報共有が必要

### 課題④

○公的な保健福祉サービスのみでは十分な対応が難しい多様化・複雑化した生活課題の増加

○団体の違い、専門分野の違いなどによる地域内の垣根の存在

- ・ 公的な保健福祉サービスのみでは十分な対応が難しい、多様化・複雑化した地域の生活課題が増加
- ・ 地域の課題解決にあたって、団体と団体の垣根、分野の違いによる垣根などが存在し、十分な連携が図られない
- ・ 住民座談会において、地域のつながりの希薄化、高齢化による災害時への不安が課題として多く出されている
- ・ 地域における交流の機会づくりの促進
- ・ 各機関、団体の連携について、分野を越えたネットワーク形成の促進
- ・ 震災の経験を活かした、災害時要援護者支援や福祉避難所の体制づくり
- ・ 小地域福祉ネットワーク活動は、地域によって取り組みに差がみられる。震災以降、顕在化している制度の狭間の生活課題に対応するためにも、関係団体（NPO、学校、企業等）との十分な連携の促進や、そのためのコーディネーターの育成が必要
- ・ 公的対応（公助）には限界があることを踏まえ、平常時からの組織横断的な関係づくりが必要

**課題⑤**

- 行政の分野別の対応では解決困難な事例の増加
- 提供されているサービスが十分に活用されていない

- ・ 同居する障害のある方と高齢の方が、ともに支援が必要といった複合的な事例など、行政の分野別の対応では解決困難な事例が増加
- ・ 保健福祉サービスに関する情報が、必要とする地域住民に十分に伝わっておらず、サービスが活用されない場合がある
- ・ 住民座談会においても、縦割り行政による弊害が指摘され、地域の生活に合わせた組織横断的な支援を求める意見が出されている
- ・ 被災者支援においても、生活課題や健康、就労等のさまざまなニーズが複合的にあり、総合的に対応できる体制が求められている
- ・ 保健福祉サービスに携わる関係者に対する各種研修等について、定期的な内容の見直しやメニューの統廃合を行い、効果的なスキルアップが必要
- ・ 区役所の各総合相談窓口の充実、強化や支援における関係部署や関係機関等とのさらなる連携の強化など、相談支援体制の充実
- ・ 地域における相談窓口について、研修の実施による機能の充実や、市民への周知
- ・ 日常生活自立支援事業や成年後見総合センターの各種事業など、権利擁護の取り組みの充実

**課題⑥**

- 既存の取り組み等に対する振り返りが必要

- ・ それぞれの地域において、課題解決の状況や、取り組みの状況について、地域の視点で、地域が自ら振り返りを行っていくことが必要
- ・ 計画を推進するための施策、取り組みについて、適切な進捗管理や、当事者の視点からの評価が必要

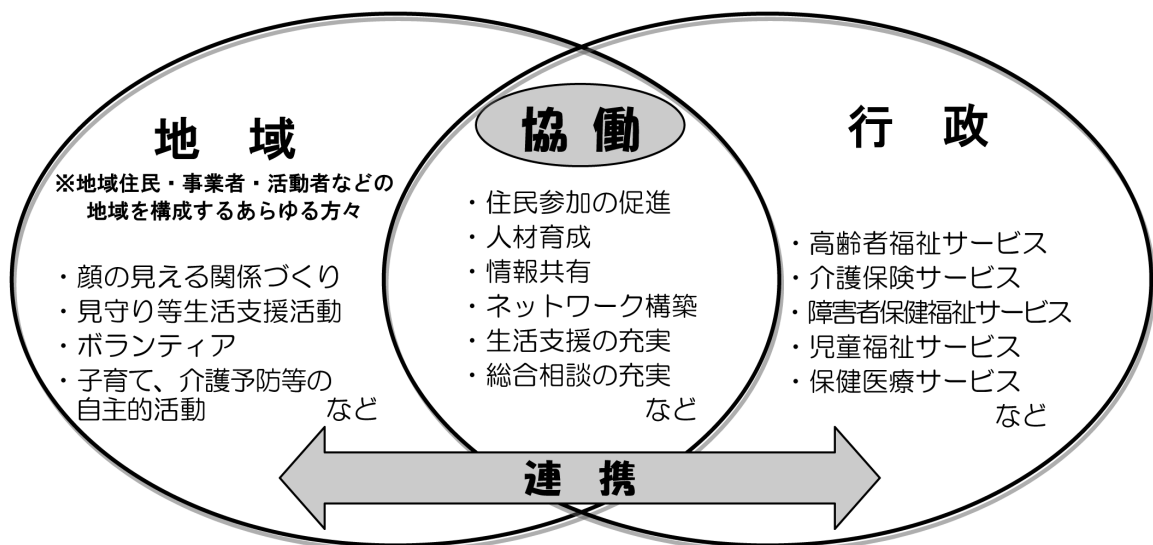
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もがそれぞれの地域で、その人らしく自立し、心豊かに充実した生活を送るためには、行政が提供するサービスだけでなく、地域内の支え合い、助け合いにより、地域の保健福祉に関する課題に対応していくことが重要になります。

行政は公的な保健福祉サービスを提供するのみではなく、地域住民一人ひとりの自助や、地域住民がともに支え合い、助け合う共助の取り組みを適切に支援することが必要です。

以上の観点から、本計画の基本理念、基本目標、基本的方向などを行政と地域が共有し、協働により地域保健福祉を推進していくことが重要です。



## 2 「地域」の考え方

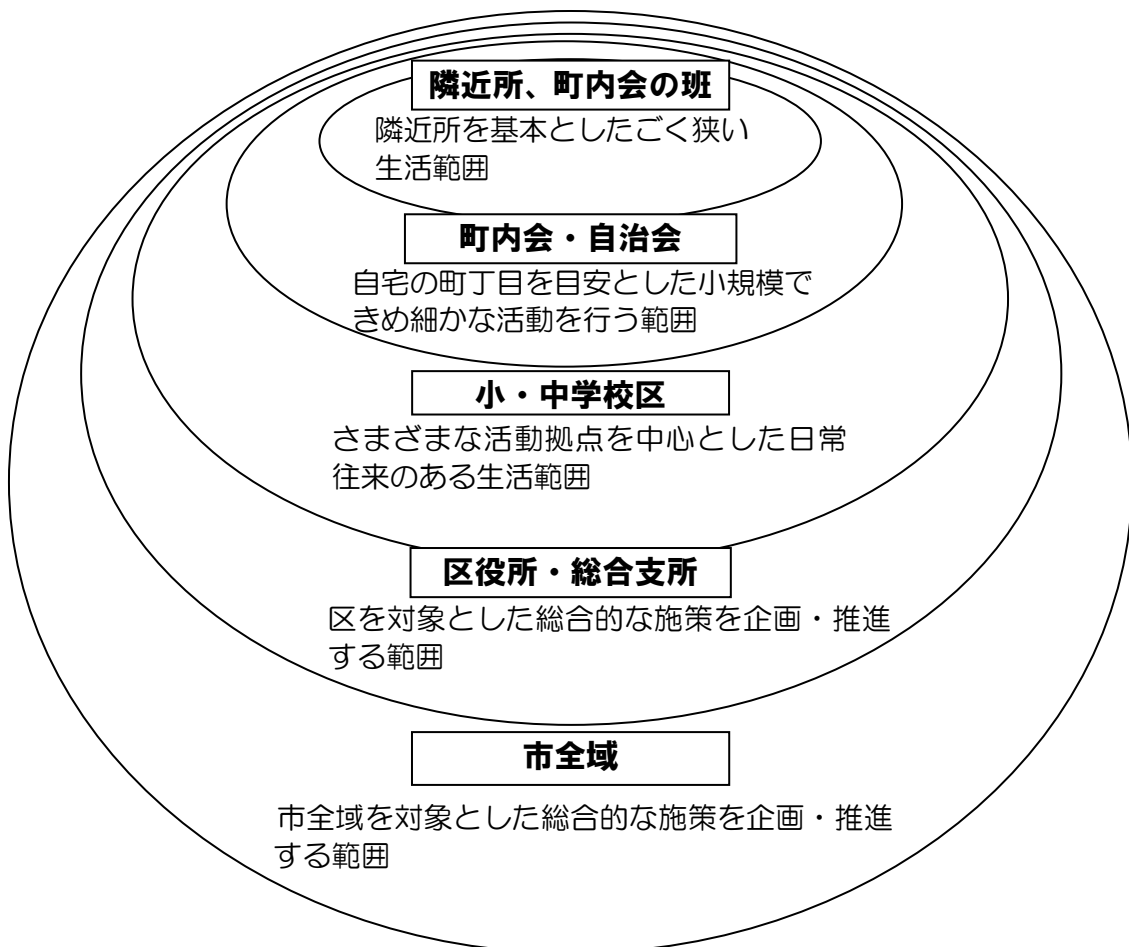
### (1) 地域保健福祉を推進していくにあたっての「地域」の考え方

日常的な声かけや見守り活動など、地域の身近な課題を早期に発見するための活動は、小さな圏域を単位として行われる必要があります。一方で、地域保健福祉活動の担い手となる人材の確保や団体間の交流の促進などは、広い圏域を単位として、総合的に進めていく必要があります。

また、地域における支援を充実させていくためには、次のように重層的・段階的な支援が必要となります。

- ・ 小さな圏域では解決が困難な課題について、より専門的、総合的な対応を図るため、広域の支援者やネットワークにつなぎ、解決を図る
- ・ 広域の支援者やネットワークで把握した課題について、よりきめ細やかに対応するため、小さな圏域の支援者やネットワークにつなぎ、解決を図る

以上の観点から、下図のように施策に応じて、重層的・段階的に地域を捉え、取り組みを推進していきます。



(2)各圏域における活動、関係機関の具体例

・( )内は、本市における平成24年4月1日現在の数。

※ただし、町内会および地区連合町内会は、平成24年6月1日現在の数。

地区社会福祉協議会は、平成24年1月31日現在の数。

	圏域での活動例	主な関係機関・団体
隣近所・町内会の班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所同士の挨拶、付き合い、支え合い</li> <li>○日常的な見守り</li> <li>○災害時要援護者の支援、見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の班</li> </ul>
町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯、防災活動</li> <li>○町内会活動</li> <li>○民生委員活動</li> <li>○地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動、サロン活動</li> <li>○分野ごとの小地域活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会(1,398)※</li> <li>・民生委員(1,500)</li> <li>・老人クラブ(497)</li> <li>・子ども会</li> <li>・NPO、ボランティア団体等市民活動団体</li> </ul>
小・中学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市や区のエリアと比べ、よりきめ細やかなサービスの展開</li> <li>○それぞれの分野ごとに団体を組織し、より地域の実情に即した柔軟な活動の展開</li> <li>○活動団体同士のネットワークの構築</li> </ul> <p>(参考)・小学校区(125) ・中学校区(63)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連合町内会(113)※</li> <li>・地区民生委員児童委員協議会(64)</li> <li>・地区社会福祉協議会(102)※</li> <li>・地域包括支援センター(49)</li> <li>・市民センター(59)</li> <li>・PTA</li> <li>・NPO、ボランティア団体等市民活動団体</li> <li>・福祉サービス事業者・施設</li> </ul>
区役所・総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域を対象としたサービスを提供し、相談窓口を設置</li> <li>○区エリアでの活動団体の調整、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所</li> <li>・区保健福祉センター</li> <li>・区社会福祉協議会</li> <li>・区ボランティアセンター</li> <li>・区民生委員児童委員協議会</li> <li>・区連合町内会長協議会</li> <li>・障害者福祉センター</li> <li>・福祉サービス事業者・施設</li> </ul>
市全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市全域を対象とした総合的な施策の展開</li> <li>○全市エリアでの活動団体の調整、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所</li> <li>・市社会福祉協議会</li> <li>・市ボランティアセンター</li> <li>・全市を包括する福祉活動団体</li> <li>・市民生委員児童委員協議会</li> <li>・市連合町内会長会</li> <li>・福祉サービス事業者・施設</li> </ul>

## 第4章 計画の目標および取り組みの基本的方向

### 1 基本理念

第1期計画では、子どもから高齢の方まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが地域においてその人らしく自立し、心豊かに充実した生活を送ることができるよう、地域に関わるさまざまな担い手が力を合わせ、ともに生き、支え合う社会を実現していくことを目指し、次の基本理念を掲げました。

**誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、  
自分らしい充実した生活を送ることができるまち**

本計画においても、第1期計画の基本理念を継承し、その実現に向けた施策を推進していきます。

### 2 基本目標

地域保健福祉に関する現状および課題を踏まえ、基本理念の実現を目指し、今後4年間の取り組みの基本目標を以下のとおりとします。

**みんながつながり、考え、行動し、  
ともに支え合う保健福祉のまちづくり**

#### みんなが

地域保健福祉を推進していくためには、地域住民一人ひとりをはじめ、行政、地域で活動する関係者・団体、事業者、福祉施設、学校、企業など、地域の「みんな」が主役であるという視点が大切です。「みんな」が地域の一員として力を合わせることで、その力はさらに大きなものとなります。

#### つながり

地域における保健福祉に関する課題は、少子高齢化の進行や身近な近所づきあいの希薄化、一人暮らし世帯の増加などにより、ますます多様化・複雑化してきています。

多様化・複雑化した地域の保健福祉に関する課題に対応していくためには、

地域保健福祉に関わるさまざまな担い手が、連携し協力関係を構築していくことが重要となります。

行政においても、分野別の対応では困難な事例、制度の狭間にあって対応困難な事例が増加するなど、組織横断的な対応や、地域との協働がますます重要となってきています。

誰もが安心して心豊かに生活することができる地域社会を実現するためには、垣根を越えてみんながつながり、支え合いのネットワークを広げ、深めていくことが必要です。

### 考え

地域の身近な課題を地域で解決していくという意識や、ボランティアに対する意欲の高まりがみられる一方で、依然として、地域の保健福祉に関する課題への関心の低さが目立っています。

住民の一人ひとりが、地域の保健福祉に関する課題について、自分自身の、あるいは自分の地域の問題として捉え、関心を持ち、考えていくことが求められています。

行政においても、地域住民と一緒に、地域の実状に応じた施策のあり方を検討していくことがますます重要となっています。

地域における実践や行動を活性化する前提として、一人ひとりが自分の問題として地域保健福祉の課題や解決策について「考える」ことが必要です。

### 行動し

地域の保健福祉に関する課題をネットワークで把握し、解決策を考え、それを実際の活動や取り組みにつなげることが大切です。

さらに、その活動や取り組みを効果的なものとするためには、地域住民の主體的な活動と、公的サービスの双方の強みを活かしながら、連携していくことが重要となります。

地域保健福祉に関わるさまざまな担い手と行政が手を取り合い、一緒に考え、課題の解決に向けて行動していくことが必要です。

以上、4つの視点を大切にしながら、地域住民や関係団体・機関などのさまざまな担い手が連携し、行政と協働して、

**ともに支え合う保健福祉のまちづくり**

を目指します。



### 3 取り組みの基本的方向

#### (1) 地域保健福祉の課題と取り組みの基本的方向

基本目標の実現を図るため、第2章6で整理した「東日本大震災も踏まえた地域保健福祉の課題」を踏まえ、次の6つの項目を取り組みの基本的方向として掲げます。

##### 課題①

- 地域コミュニティの希薄化
- 地域住民の地域保健福祉に対する関心の低さ
- 高齢化、固定化等による地域保健福祉の担い手不足

#### 基本的方向1 地域保健福祉への住民参加の促進

参加への第一歩は、住民一人ひとりが地域の保健福祉に関する課題を知ること、関心を持つことです。地域を知る機会や地域の保健福祉に関する課題に共感する機会づくりが必要です。

さらに、地域の課題に関心を持った住民の意欲を高めるための取り組みや、意欲を持った住民が活動に参加し、地域で活躍できる環境づくりも必要です。

##### 課題②

- 地域のキーパーソンの不在
- 活動場所、拠点の確保が難しい
- 地域の資源が有効に活用されていない

#### 基本的方向2 地域保健福祉活動の活性化

地域の保健福祉に関する課題が多様化し、質的にもさまざまな取り組みが求められてきている現状では、地域活動の基盤となる地域団体の活動を活性化させることはもとより、地域の課題に応じて多様な活動が生み出されるような環境整備が必要です。

また、人材の交流や、活動場所の相互利用、企業の地域参加、福祉施設と地域の連携など、地域資源が有効に活用されるような環境づくりが必要です。

**課題③**

- 身近でなければ発見が難しい生活課題（ニーズ）や、潜在的な生活課題の存在
- 地域内の情報共有、話し合いの場の不足

**基本的方向3 地域保健福祉の課題の把握と共有**

住民相互はもとより、行政、地域内の関係者・団体が協働して、地域の保健福祉ニーズの把握に取り組むことが必要です。

また、関係者の間で課題を共有し、解決に向けた話し合いを行うなどの場づくりが必要です。

**課題④**

- 公的な保健福祉サービスのみでは十分な対応が難しい多様化・複雑化した生活課題の増加
- 団体の違い、専門分野の違いなどによる地域内の垣根の存在

**基本的方向4 地域における支え合い・助け合いの促進**

高齢者・障害児(者)・妊産婦・乳幼児・児童・外国人などの地域で支援を必要としている方が、地域で見守られながら、また、必要に応じた助け合いが円滑に行われるよう、世代間交流をはじめとする地域内交流のきっかけづくりや、支え合いの仕組みが必要です。

地域の保健福祉に関する課題はますます多様化・複雑化してきているため、地域住民と地域のさまざまな関係者、団体、事業者等が連携し、行政と協働して対応していくことが求められています。

**課題⑤**

- 行政の分野別の対応では解決困難な事例の増加
- 提供されているサービスが十分に活用されていない

**基本的方向5 利用者主体のサービス提供の体制づくり**

年々多様化する地域のニーズに早期に、そして柔軟に対応していくため、地域のなかの相談機能を強化するなど、地域との連携を図りながら、保健福祉サービスの内容をさらに充実させることが必要です。

また、日常的な金銭管理サービスや成年後見制度の利用促進など、権利擁護の取り組みについては、今後ますます利用者の増加が見込まれるため、支援体制の強化が必要です。

**課題⑥**

- 既存の取り組み等に対する振り返りが必要

**基本的方向6 取り組みの評価・見直し・向上**

さまざまなサービス、取り組みについて、適切に評価し、見直しを行い、継続して質の向上を図るなどの取り組みが必要です。

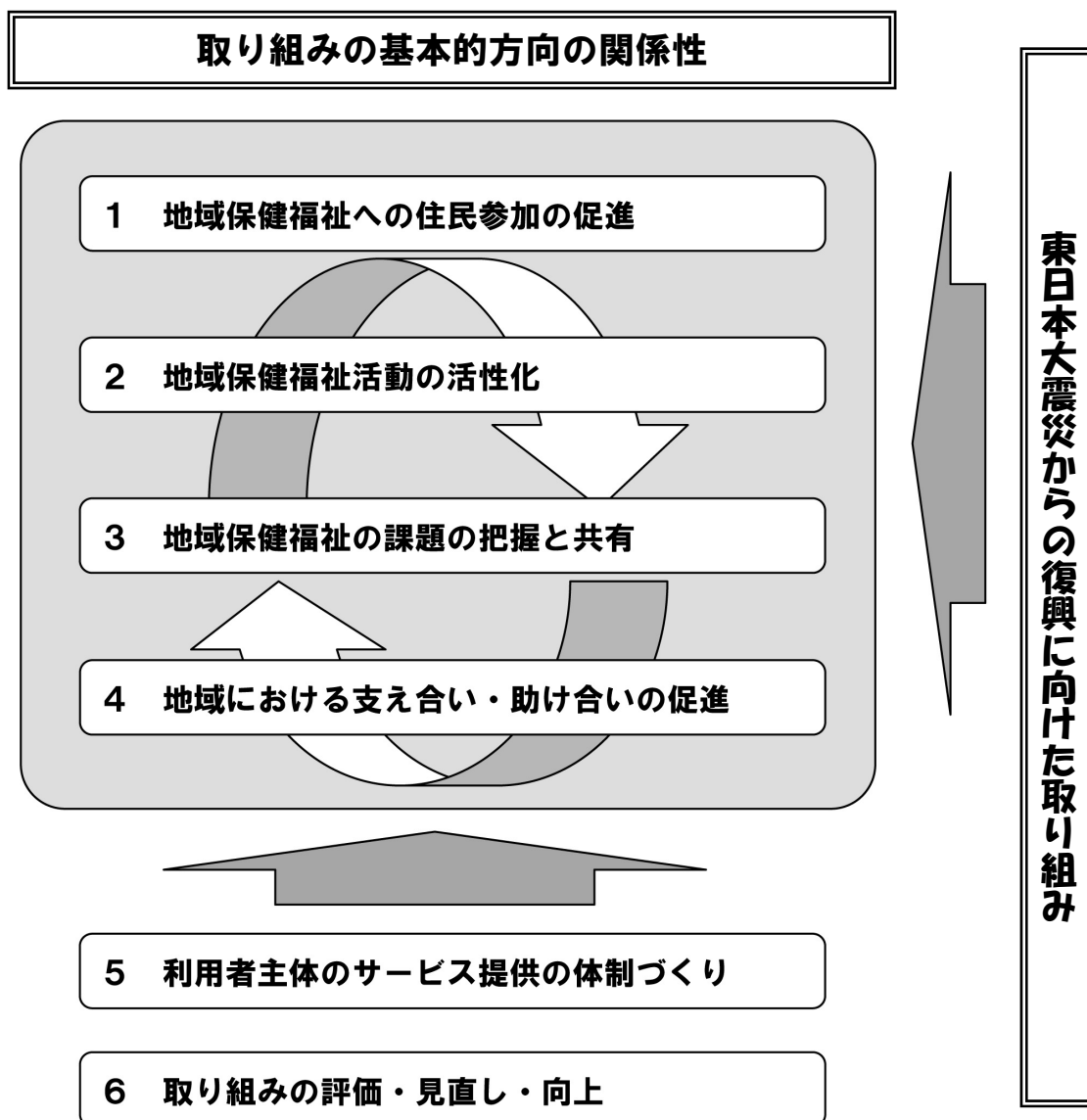
また、本計画の進捗管理や評価についても、行政内部のみならず、外部の方々の意見を聴きながら、PDCAサイクルを着実に実施する必要があります。

## (2) 取り組みの基本的方向の関係性

取り組みの基本的方向のうち、1から4は、住民が地域に主体的に関わり、活動に参加し、課題を共有して、支え合い・助け合いながら地域の「福祉力」を高め、地域保健福祉を推進していくといった過程に沿って設定しています。5、6は、行政や地域が提供するサービスや取り組みがより効果的に展開されるための方策および地域保健福祉を推進していく過程を支えるものとして設定しています。

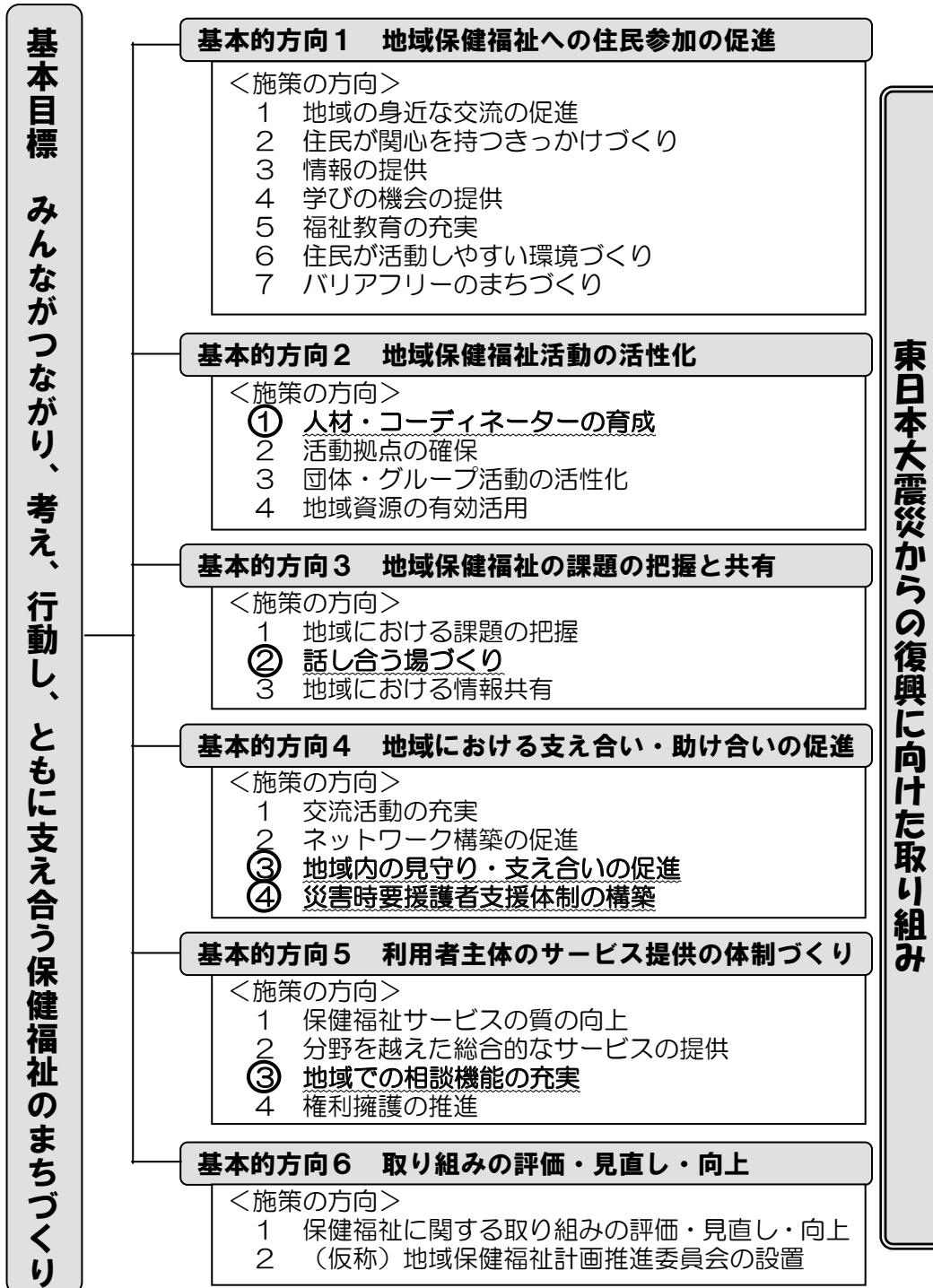
ただし、基本的方向の関係性は必ずしも一方向ではありません。それぞれの方向が相互に関連を持ちながら施策を推進していきます。

また、本計画では、基本的方向とともに、東日本大震災により再確認された「市民力」をさらに高める工夫や、課題解決を図る事業などを「東日本大震災からの復興に向けた取り組み」（70～73 ページ）としてまとめています。



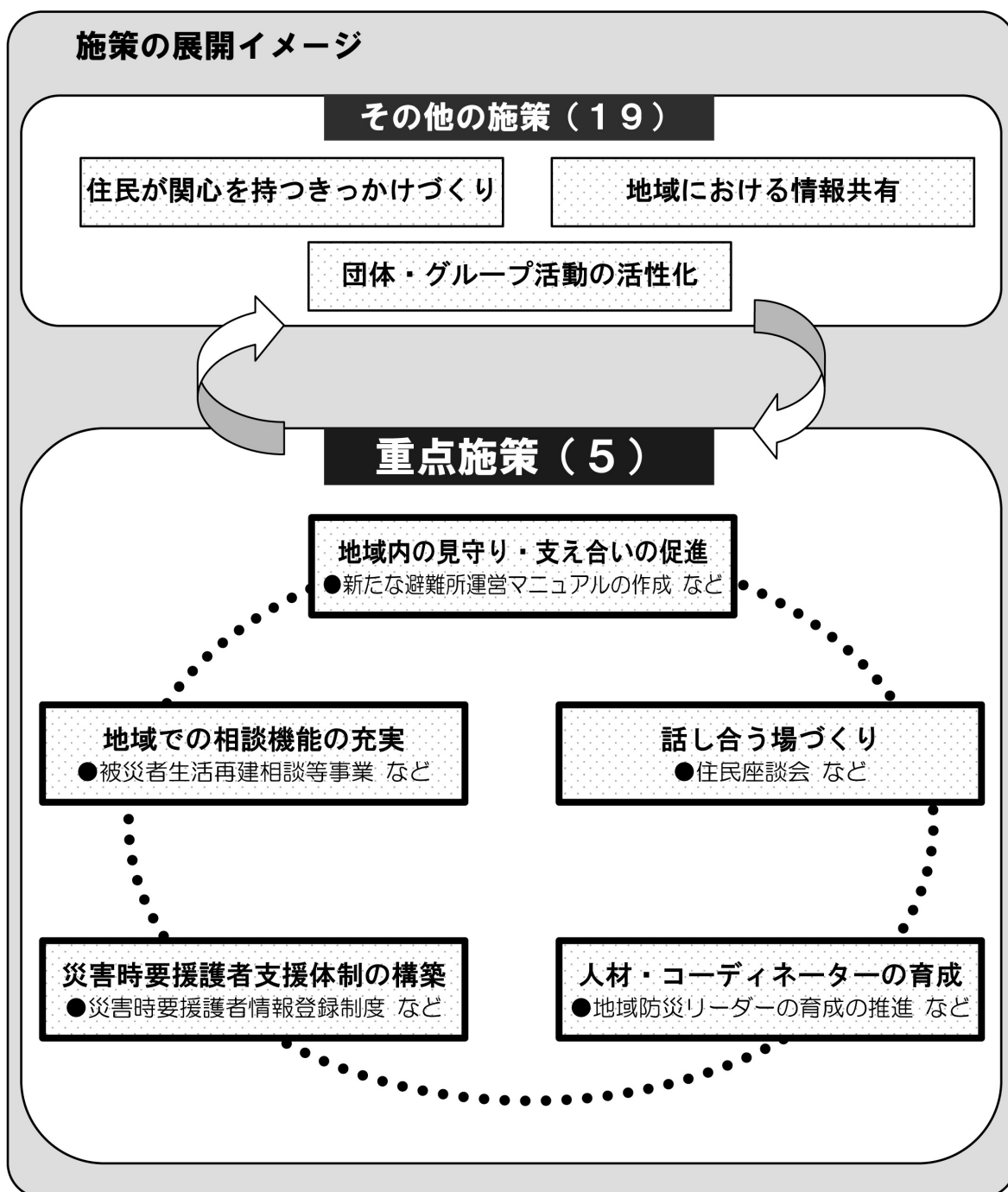
## 第5章 施策の展開

計画の基本目標および取り組みの基本的方向を踏まえ、地域での取り組みを推進していくための施策の方向を次のとおりとしました。また、震災復興計画期間の中で進める地域保健福祉計画であるため、緊急に取り組む必要がある5つを重点施策と位置づけました。



○.....は重点施策

震災復興計画期間の中で進める地域保健福祉計画であるため、震災をきっかけに高まった地域への関心や、再確認された自助・共助の力をさらに高めるための取り組みとして、下図のように、5つの重点施策に取り組むことで、その他の施策である「住民が関心を持つきっかけづくり」や「地域における情報共有」、「団体・グループ活動の活性化」なども併せて推進していきます。



## 基本的方向1 地域保健福祉への住民参加の促進

住民の地域保健福祉活動への関心・意欲を高め、活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

### 施策の方向1-1 地域の身近な交流の促進

地域コミュニティの希薄化を防ぐためには、地域の身近な交流が大切です。地域住民の一人ひとりが、日頃から地域での挨拶や、顔の見える近所付き合いなどを行うことにより、震災時等の非常時においても機能するような地域内のつながりを広げ、深めていくことを促進します。

#### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	★ 被災者交流支援事業 【市民局地域政策課】	震災の発生に伴って生じた被災者が抱える諸問題の解決を目指し、被災者間や被災者と周辺住民との交流の機会づくりを進め、そのコミュニティ形成を支援する。
2	外国人が暮らしやすい社会の形成推進事業 【市民局交流政策課】	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合いながら、平常時・災害時に関わらず地域社会の構成員として共に生きていくことができるよう、多言語での情報発信などによる外国人へのコミュニケーション支援の強化や、地域社会における意識啓発、関係機関との連携強化を図る。
3	まちづくり支援専門家派遣事業 【都市整備局都市計画課】	地域の活性化を図る活動やまちづくり計画案を作成する活動など、地域の住民が主体となって活動を行う団体に対し、まちづくり支援の専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供等を行う。
4	コミュニティガーデンづくり事業 【建設局百年の杜推進課】	地域の団体（市民、NPO、事業者）等と行政とが協働して、公共的な場所や未利用地を有効活用した花壇づくり等を実施することにより、快適な生活を支える身近なみどりを増やすとともに、地域コミュニティの活性化を図る。
5	★ 区民協働まちづくり事業 【各区】	個々の地域特性を踏まえ、市民と行政の協働により地域課題の解決や地域の活性化・魅力創出に取り組む。特に、当面は震災からの復旧・復興に向けたまちづくりに資する事業も充実・強化し、積極的に推進する。

**施策の方向 1-2 住民が関心を持つきっかけづくり**

高齢化、固定化等による地域保健福祉の担い手不足を解決するためには、住民が関心を持つきっかけづくりが大切です。年齢や世代、立場などに関わらず、幅広い住民の皆さんが関心を持つためのイベントなどを開催します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>地域福祉セミナー</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	幅広い市民を対象に地域福祉の現状や課題についての情報提供を行い、地域福祉への理解を深めることを目的に開催する。
2	<b>ボランティアフォーラム</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	ボランティア同士の交流や情報交換および市民へボランティア活動の情報発信を行い、ボランティアへの理解と活動への参加啓発を目的に開催する。
3	<b>福祉まつり「ウエルフェア」</b> 【健康福祉局障害企画課】	障害のある方の文化芸術活動の発表の場を設けるとともに、市民の障害福祉の理解を深めることを目的として開催する。
4	<b>各種障害者スポーツ大会</b> 【健康福祉局障害企画課】	スポーツ活動を通じて障害のある方の体力増強・交流を図るとともに、市民の障害者福祉に対する理解と認識を深めるため、各種障害者スポーツ大会を開催する。
5	<b>精神障害者地域社会交流促進事業</b> 【健康福祉局障害者支援課】	精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適正な態度の醸成に向けた取り組みを推進する。
6	<b>高齢者生きがい健康祭（シニアいきいきまつり）</b> 【健康福祉局高齢企画課】	スポーツや文化活動を通じた、高齢者の生きがいと健康づくりの祭典として開催する。
7	<b>介護予防普及啓発事業</b> 【健康福祉局介護予防推進室】	より若い世代にも介護予防や健康づくりの大切さをアピールする活動の一環として、全市民に向けた普及啓発事業を行う。
8	<b>若い世代の食育活動支援事業</b> 【健康福祉局健康増進課】	若い世代が食育に関心を持つ機会をつくり、自主的な食育活動につなげるための取り組みを推進する。
9	<b>歯と口の健康づくり・市民のつどい</b> 【健康福祉局健康増進課】	歯の健康チェックなどの体験を通して、むし歯や歯周病を予防するためのセルフケア方法、歯科医院などで受ける専門的な口腔ケアや食事の大切さ等について、市民にわかりやすく発信するイベントを開催する。



### 施策の方向1-3 情報の提供

地域住民一人ひとりの保健福祉課題への関心を高めるためには、行政や地域が、わかりやすく情報を発信することが重要です。ホームページやリーフレットなどの多様な媒体により、地域の保健福祉活動や取り組みを情報提供します。

#### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	冊子・リーフレット・ホームページ等による情報提供 【健康福祉局】【子供未来局】 【各区】	保健福祉に関する各種情報をさまざまな媒体でわかりやすく市民へ提供する。
2	地域保健福祉に関する情報紙 【健康福祉局社会課】	地域保健福祉に関する情報や先進的事例を広く市民に紹介することを目的とした新たな情報紙を発行し、地域に向けての情報発信を推進する。
3	地域保健福祉計画に関するホームページ 【健康福祉局社会課】	地域保健福祉計画に関するホームページを作成し、計画の進捗状況や施策検討の状況等の情報を掲載し、幅広い市民への地域保健福祉に関する情報提供を行う。

### 施策の方向 1-4 学びの機会の提供

地域住民の保健福祉活動への関心や参加意欲を高めるためには、学びの機会が必要です。世代によって関心の対象となる課題は異なっているため、ライフステージに応じた学びの機会を提供します。

#### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	保健福祉に関する各種講座 【健康福祉局】【子供未来局】 【各区】	保健福祉に関する情報提供や理解の促進、ボランティアの育成・支援、地域内の交流等を目的として、区役所等において各種講座を開催する。
2	保健福祉施策に関する出前講座 【健康福祉局】【子供未来局】 【各区】	高齢者、障害者、子育て、健康づくりなどの各保健福祉施策に対する市民の理解を深めるために、担当課職員が地域に直接出向いて講座を行う。
3	地域保健福祉計画に関する出前講座 【健康福祉局社会課】	担当課職員が地域に直接出向いて地域保健福祉計画の概要を説明し、普及・啓発するために開催する。
4	ボランティアセンターにおけるボランティアに関する各種講座 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	市民を対象に、ボランティアの基礎的な知識や心がまえ、援助技術の習得など、テーマに応じた各種ボランティア研修を、地域の人材発掘を目的として開催する。
5	★ 防災意識の普及啓発強化事業 【消防局減災推進課】	幅広い年齢層を対象として、家具の転倒防止や非常食等の備蓄など「自助」の意識の浸透を図るための普及啓発、震災で得られたさまざまな課題（女性等への配慮、災害時要援護者支援など）の解決をテーマとしたシンポジウムの開催、地域における避難所運営のあり方などを含む防災意識の啓発を行う。

## 施策の方向1-5 福祉教育の充実

地域保健福祉の担い手不足を解決するためには、次世代の担い手を育成することが大切です。東日本大震災においても、若者のボランティア活動が大きな力となりました。児童・生徒や学生の地域保健福祉への関心を深めるため、小・中学校、高校、大学などにおける、福祉教育の充実や地域と連携した体験・交流活動を促進します。

### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	ボランティアセンターによる 夏のボランティア体験会 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	市内在住および市内に通勤通学する中学生以上を対象に、地区社会福祉協議会や地域福祉団体、福祉施設等から受け入れ協力を得て、夏休み期間中にボランティア活動体験を開催する。誰かのために貢献することの大切さや達成感を感じることでボランティア活動の輪を広げる。
2	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール 【健康福祉局障害企画課】	障害のある方とない方の相互理解を促進するため、市内の小中学生から大人までを対象に作品を募集し、入賞者を表彰する。
3	学校における福祉教育 【教育局教育指導課】	人間尊重・生命尊重の精神の下、他者への思いやり、社会連帯の意識や奉仕の心を、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を通して深める。
4	★ 新たな防災教育推進事業 【教育局教育指導課】	児童生徒が命の尊さや多くの人々との絆、自助、共助の大切さについて学び、生涯にわたって必要な防災力を習得することができるよう、地域や関係機関とも連携しながら学校における新たな防災教育を推進する。
5	学びのコミュニティづくり推進事業 【教育局生涯学習課】	学校や市民センターが事務局となり、地域のさまざまな団体が連携し、子どもと大人の交流や自然体験、社会体験的な事業を行う。
6	ボランティアセンターによる キャップハンディ体験学習等 を通した福祉の啓発 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	バリアフリー等の各種体験や当事者の講話・交流を通して、バリアフリーやユニバーサルデザインを正しく理解し、まわりの人への思いやりや優しさを育む。また、教材として福祉紙芝居等の配布や提供を行う。

**施策の方向 1-6 住民が活動しやすい環境づくり**

講座や研修を受講した、活動意欲の高い住民を、地域での活動につなげる仕組みが十分ではありません。地域での実際の活動につながるように、人材と地域をつなぐコーディネート仕組みづくりや、ボランティアセンターなどの市民活動支援機関の機能向上に取り組みます。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	市民活動サポートセンターにおけるボランティア活動、NPO活動に対する支援 【市民局市民協働推進課】	さまざまな分野の市民活動団体やボランティアなどを対象に、情報受発信や相談、活動場所の提供などの支援を行う。
2	ボランティアセンターにおけるボランティア活動相談、情報提供、コーディネート等 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	市社会福祉協議会および区社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターを通して、市民からの「ボランティア活動をしたい」「活動をしてもらいたい」というニーズや、各種のボランティアに関する相談および調整を行うとともに、各種の情報提供を行うことで幅広い活動の選択肢の提案・提供や広報啓発活動を行う。
3	★復興支援“EGAO（笑顔）せんだい”サポートステーション事業 【健康福祉局社会課】 【消防局減災推進課】 【市社会福祉協議会】	被災された方の自立支援として、ボランティア紹介や企業・団体などによる被災者支援情報の提供を行う。また、被災者支援に取り組んでいるボランティア団体やNPOなどの団体の支援にも取り組み、効果的・効率的な被災者支援活動が行われるよう支援を行う。 併せて、災害ボランティア活動をとおして芽生えたボランティア活動への意識・意欲・理解を地域の福祉力、市民活動力を高める活動へと促進するため、各種相談や研修の支援、ボランティア活動の場の提供などに取り組む。 また、被災者支援として、借上げ民間賃貸住宅にお住まいの被災者を対象としたイベントや支援物品情報などボランティアセンターに届いた支援情報を、登録制でパソコンや携帯電話にメールを配信する。
4	障害者災害対策推進事業（災害時ボランティア養成事業）の実施 【健康福祉局障害企画課】 【市障害者福祉協会】	手話奉仕員やガイドヘルパー等専門ボランティアの日常の活動を、災害時においても活かせる体制づくりを行う。
5	子育てふれあいプラザにおける子育て支援ボランティア活動に対する支援 【子供未来局子育て支援課】	地域で活動している子育て関係団体に対する企画援助やグループづくりの支援、リーダー育成研修などを実施する。また、子育て支援センターや児童館などと連携し、地域での子育て支援活動へのサポートを行う。

## 施策の方向1-7 バリアフリーのまちづくり

子どもから高齢の方まで、年齢や障害の有無に関わらず、地域の誰もが安心して地域の一員として生活していくためには、バリアフリーの考え方が大切です。誰にとっても使いやすい施設や交通環境の整備のようなハード面のバリアフリーとともに、高齢の方や障害のある方などへの理解を深め、自然に支え合える「心のバリアフリー」の普及を推進します。

### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく建築物等のバリアフリー化の促進 【健康福祉局社会課】【都市整備局建築指導課】【建設局道路計画課・公園課】【各区公園課・道路課・街並み形成課】	市民が利用する公益的施設を対象に、高齢者や障害者などが利用しやすい施設とするための整備基準等を設け、バリアフリー化の促進を図る。
2	「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」との連携・協力による市民や事業者への啓発活動 【健康福祉局社会課】	施設を整備する事業者と施設を利用する市民が連携・協力し、バリアフリー整備を進めることを目的として設立された民間有志による団体「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」と連携し、バリアフリーに関するさまざまな普及・啓発活動を行う。
3	障害者週間に合わせた「心のバリアフリー」理念の普及促進 【健康福祉局障害企画課】	12月3日から9日までの障害者週間にあわせて、障害や障害のある方に対する理解を深めるとともに、障害のある方の社会参加への意欲を高めることを目的に、福祉まつりウエルフェア（障害者週間記念式典）やウエルフェアスポーツ、ウエルフェアアート展等を開催する。
4	精神障害者地域社会交流促進事業（再掲） 【健康福祉局障害者支援課】	精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適正な態度の醸成に向けた取り組みを推進する。
5	バリアフリー新法に基づく交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進 【都市整備局交通政策課】	バリアフリー新法に基づき、優先的に整備を図るべき地区の基本構想を作成し、バリアフリー推進を図る。
6	「交通バリアフリー教室」の実施 【交通局営業課・業務課】	小学生を対象に、高齢の方や身体の不自由な方の疑似体験および介助方法を体験する「交通バリアフリー教室」を地下鉄駅構内やバス車両等を使用して実施し、手助けを必要としている方への声かけや行動することの大切さについて理解を深め、「心のバリアフリー」の促進を図る。
7	「バスちかサポーター」制度の推進 【交通局経営企画課】	バスや地下鉄を利用する際に、困っている方などへの行き先の案内、手荷物の運搬、乗降の補助、移動の手伝いなどを行うボランティア「バスちかサポーター」を養成、登録する。

## 基本的方向2 地域保健福祉活動の活性化

地域保健福祉を担う団体等の活動を支える仕組みを整え、地域資源を有効に活用し、活動の活性化に取り組みます。

### 施策の方向2-1 人材・コーディネーターの育成（重点）

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時においては、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。

#### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	★ 被災者サポート・コミュニティ担い手づくり事業 【市民局市民協働推進課】	地域における被災者支援のための共助、支え合いの担い手を育成し、自主的な活動を生み出すための研修や実践プログラム、地域における支え合い活動のコーディネート活動に対する助成を行う。
2	行動障害のある障害児者支援者養成研修 【健康福祉局北部発達相談支援センター・南部発達相談支援センター】	行動障害のある障害児者に対して、地域で関わっている支援者の支援力向上と支援ネットワークの構築に向けた取り組みを新たに泉区に開設する第二自閉症児者相談センターと協働で行なう。
3	障害者の相談支援体制推進事業 【健康福祉局障害者支援課】	関係機関が連携して障害者相談支援を行うとともに、地域における支援困難事例に適切に対応するため、事業者、行政等関係機関の支援ネットワークの強化や、地域の社会資源の改善および開発を推進する自立支援協議会の設置に向けた取り組みを進める。
4	認知症サポーター養成講座およびキャラバンメイト養成研修 【健康福祉局介護予防推進室】	学校・企業・地域団体を対象に、認知症を理解し支え手となるための講座を開催するとともに、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトを養成するための講座を開催する。
5	介護予防運動サポーター養成研修およびスキルアップ研修 【健康福祉局介護予防推進室】	高齢者が住みなれた地域で介護予防に取り組めるよう、住民参加による介護予防に取り組む自主グループの企画・運営を行うボランティア（介護予防運動サポーター）の育成や、その質の維持・向上のための研修を実施する。

No	取り組み・事業名	概要
6	★ 地域防災リーダーの育成の推進 【消防局減災推進課】	自主防災組織が災害時に機能し、住民の安全が確保されるよう、実技・実習を充実させた本市独自の講習カリキュラムによる養成講習を実施するほか、講習修了者の防災活動を支援するため、活動発表会等の開催によるネットワークづくりを行うなどにより、地域防災リーダーの育成を推進する。
7	市民センターによる地域づくり支援事業 【教育局中央市民センター】	市民自らが地域課題に向き合い、住み良いまちづくりにも取り組むことができるよう、市民センターにおいて地域の多様な活動を担う人材の育成や地域の諸団体と関係機関とのコーディネート、地域情報の収集・提供などを行う。
8	地域支援推進のためのコミュニティソーシャルワーカーの育成強化 【市社会福祉協議会】	地域の実態把握、住民組織同士のコーディネートや各関係機関との連絡調整などを通して、住民が地域の福祉課題に主体的・組織的に取り組む支援をしていくための専門職（コミュニティソーシャルワーカー）を育成する。
9	地域のボランティア育成講座 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地域の活動を支援する人材確保を目的としてボランティア講座を開催し、活動の意義や心構えについて理解を深めるとともに必要な技術、知識を習得する。

### 《コミュニティソーシャルワーカーとは》

住民による地域保健福祉の課題の解決力を高め、地域の支援機関・団体をつないで支援を必要とする方の援助を行う専門職です。市社会福祉協議会では、職員の人材育成として、コミュニティソーシャルワーカーの育成に取り組み、各区社会福祉協議会への配置を目指しています。



**施策の方向 2-2 活動拠点の確保**

地域保健福祉活動の担い手が話し合いや情報交換を行ったり、地域住民からの相談を受ける窓口となったりする「活動拠点」が地域にあることが重要です。

地域保健福祉に関する団体が、市民センター、コミュニティ・センター、町内会の集会所、学校などの地域の施設を有効に活用し、活動拠点を確保する取り組みを促進します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>市民センターの地域利用団体優先申込制度</b> 【市民局地域政策課】	抽選申込期間前に地域団体が優先して施設利用予約を行える制度を実施する。
2	<b>マイスクールプラン21推進事業</b> 【教育局生涯学習課】	学校に地域社会の学習資源を取り入れ、児童に地域社会を理解する機会を提供するため、学校の余裕教室等を学習活動ルーム「マイスクール」として地域に開放し、地域の社会教育団体やボランティア団体・サークル等が自立して社会活動できる拠点を身近な場所に確保する。
3	<b>地域福祉活動推進のための活動拠点づくりモデル事業</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	各地域の福祉ニーズに対応した活動等を進めていくため、町内会集会所、コミュニティ・センター等の地域の施設の一角を活用して、地区社会福祉協議会、町内会等の地域団体が主体的に地域福祉活動を進めていけるように活動拠点を確保する。



**施策の方向2-3 団体・グループ活動の活性化**

地域のさまざまな団体やグループの活動が活性化することは、地域に根ざした活動の基盤づくりのためにも必要です。活動のためのノウハウの提供、各種助成事業、地域住民への広報などを実施し、活動の活性化を推進します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	地域保健福祉を担う町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなどへの活動支援 【市民局】【健康福祉局】 【子供未来局】【各区】 【市社会福祉協議会】	さまざまな分野において地域保健福祉活動を行う団体等に対し、活動の活性化を図るための支援を行う。
2	★被災者交流支援事業(再掲) 【市民局地域政策課】	震災の発生に伴って生じた被災者が抱える諸問題の解決を目指し、被災者間や被災者と周辺住民との交流の機会づくりを進め、そのコミュニティ形成を支援する。
3	市民活動サポートセンターにおけるボランティア活動、NPO活動に対する支援(再掲) 【市民局市民協働推進課】	さまざまな分野の市民活動団体やボランティアなどを対象に、情報受発信や相談、活動場所の提供などの支援を行う。
4	ボランティアセンターにおけるボランティア活動相談、情報提供、コーディネート等(再掲) 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	市社会福祉協議会および区社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターを通して、市民からの「ボランティア活動をしたい」「活動をしてもらいたい」というニーズや、各種のボランティアに関する相談および調整を行うとともに、各種の情報提供を行うことで幅広い活動の選択肢の提案・提供や広報啓発活動を行う。
5	★地域支え合いボランティア団体助成事業 【健康福祉局高齢企画課】	災害発生時等に、速やかに災害時要援護者に情報伝達、安否確認等を行い、平常時には見守り活動を行うなど、地域で在宅高齢者を支える活動を行うボランティア団体を育成支援する。
6	給食サービスボランティア助成 【健康福祉局高齢企画課】	高齢者宅への配食サービスを行うボランティア団体等への助成を行う。

No	取り組み・事業名	概要
7	<b>ふれあいデイホーム事業</b> 【健康福祉局高齢企画課】	一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者を対象として、介護予防活動や食事等の提供を行うボランティア団体等へ助成を行う。
8	<b>介護予防自主グループ支援事業</b> 【健康福祉局介護予防推進室】	地域の住民参加により自主的に介護予防に取り組む自主グループに対して、グループの企画・運営を行うボランティア（介護予防運動サポーター）の育成やスキルアップを図る研修等を行い、活動を支援する。
9	<b>自殺者の親族等に対する支援事業</b> 【健康福祉局健康増進課】	自殺者の親族等を支援する活動に対して助成を行う。
10	<b>集団資源回収奨励金交付</b> 【環境局ごみ減量推進課】	町内会や子供会等、ごみ減量・資源の有効利用を目的とした集団資源回収を継続的に行う実施団体に対し、その活動を支援するため、実施回数・回収量に応じて奨励金を交付する。
11	<b>★地域における自主防災活動への支援</b> 【消防局減災推進課】	地域特性や自主防災組織の活動実績等に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、災害図上訓練の普及や、新たな手法による訓練の実施を働きかけるなど、地域の自主防災活動を支援する。
12	<b>★区民協働まちづくり事業(再掲)</b> 【各区】	個々の地域特性を踏まえ、市民と行政の協働により地域課題の解決や地域の活性化・魅力創出に取り組む。特に、当面は震災からの復旧・復興に向けたまちづくりに資する事業も充実・強化し、積極的に推進する。
13	<b>育児サークル等子育て支援団体への活動支援</b> 【各区家庭健康課】	地域における子育て支援活動の活性化を図るため、交流会、ホームページの掲載、情報提供などの支援を行う。

**施策の方向 2-4 地域資源の有効活用**

地域保健福祉活動を活性化させていくためには、新たな地域資源の開発とともに、潜在的な地域資源の有効活用が重要です。地域の企業や福祉施設などが持つ設備や空間、専門的な知識や技術なども、地域資源の一つです。住民座談会などの開催にあたり、地域の企業や福祉施設などへ参加を積極的に呼びかけ、協働していく環境づくりを推進します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	(仮称)新しい協働プロジェクト 【市民局市民協働推進課】	地域の課題解決に市民と行政が知恵や力を出し合っ取り組む新しい協働の仕組みとして、NPO等からの提案をもとに協働で事業を組み立て、実践、評価等を行うプログラムをモデル的な事業を行いながら構築する。
2	住民座談会の開催 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地域住民や地域で活動する関係者が集い、課題の把握・共有、課題解決に向けた話し合い等を行う「住民座談会」を開催する。地域の企業や施設など、幅広い関係者への参加を呼びかけ、潜在的な地域資源の開発を促進する。また、地域が主体的に開催するための開催手法のアドバイスなど、開催のための支援を行う。
3	ボランティアセンターによる地域福祉推進のための企業との連携事業 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	社会貢献の意欲のある企業と地域の福祉団体をマッチングする仕組みづくりを行う。また、企業への地域貢献活動の啓発に取り組む。
4	保育所地域子育て支援事業 【子供未来局保育課】	保育所を活用して「保育所地域子育て支援センター」「子育て支援室」を設置し、子育て家庭の交流の場の提供、育児相談、育児に関する情報の提供、子育てサークル等への支援などを行う。
5	保育所地域活動事業 【子供未来局保育課】	保育所を地域に開かれた社会資源として、地域の需要に応じて園庭開放、行事への参加、育児講座、育児相談、絵本の貸出などを行う。

### 基本的方向3 地域保健福祉の課題の把握と共有

地域の課題をネットワークで把握し、共有するための仕組みづくりを行います。

#### 施策の方向3-1 地域における課題の把握

コミュニティの希薄化や個人情報保護の意識の高まりなどにより、地域の生活課題（ニーズ）の把握が難しくなっている状況があります。また、ひきこもりやごみ屋敷の問題など、身近でなければ発見が難しい複雑な生活課題も増加しています。個人情報保護に配慮しながら、行政と地域、関係機関などが連携し、地域の課題を早期に把握するための仕組みづくりを推進します。

#### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>住民座談会の開催（再掲）</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地域住民や地域で活動する関係者が集い、課題の把握・共有、課題解決に向けた話し合い等を行う「住民座談会」を開催する。地域の企業や施設など、幅広い関係者への参加を呼びかけ、潜在的な地域資源の開発を促進する。また、地域が主体的に開催するための開催手法のアドバイスなど、開催のための支援を行う。
2	<b>地域での見守り等の活動を通じた課題の把握</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地区社会福祉協議会が実施する小地域福祉ネットワーク活動や民生委員による地域活動など、地域の見守りや生活支援活動を通じた課題の把握を促進する。

### 施策の方向3-2 話し合う場づくり（重点）

地域の生活状況は、住民の人口や世代構成、コミュニティの状況、団体や施設といった地域資源など、地域によって千差万別であり、地域の保健福祉に関する課題やその解決方法は、地域によって異なります。

地域保健福祉を推進するためには、日頃から地域のつながりが密な地域は、震災時においても支援がスムーズであったことから、地域ごとに、地域住民や地域で活動する関係者が集まって、課題を把握・共有したり、解決に向けた話し合いを行ったりするための場づくりが重要です。

そのような場合は、日頃から地域の連携を密にしたり、それぞれの活動を知ることによって地域ごとの課題解決の仕組みづくりを構築したり、地域のコーディネーターを発掘する場などにもなります。

地域への関心を高め、活動や連携のきっかけとなるような、地域住民や地域で活動する関係者が集まって課題を話し合う場づくりを促進します。

#### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>住民座談会の開催（再掲）</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地域住民や地域で活動する関係者が集い、課題の把握・共有、課題解決に向けた話し合い等を行う「住民座談会」を開催する。地域の企業や施設など、幅広い関係者への参加を呼びかけ、潜在的な地域資源の開発を促進する。また、地域が主体的に開催するための開催手法のアドバイスなど、開催のための支援を行う。
2	<b>障害者の相談支援体制推進事業（再掲）</b> 【健康福祉局障害者支援課】	関係機関が連携して障害者相談支援を行うとともに、地域における支援困難事例に適切に対応するため、事業者、行政等関係機関の支援ネットワークの強化や、地域の社会資源の改善および開発を推進する自立支援協議会の設置に向けた取り組みを進める。
3	<b>地域包括支援センターによる担当圏域包括ケア会議の開催</b> 【健康福祉局介護予防推進室】	地域包括支援センターが担当する圏域において、地区の保健福祉医療関係者で構成する会議を設け、支援の必要な高齢者に関する情報交換や支援方法に関する検討会等を行う。



住民座談会の様子

**施策の方向3-3 地域における情報共有**

地域で支援を必要とする方を適切に支援するためには、地域や行政、関係機関の間で、必要な情報を共有することが重要です。住民座談会では、「個人情報保護に振り回されて情報を共有できない」という意見が多く出されました。個人情報保護の適切な理解を図りながら、支援を必要とする方の情報を共有するとともに、活用できる地域資源やサービス、地域住民の先進的な取り組みの情報収集・紹介などを推進します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>地域活動に関する情報提供</b> 【市民局地域政策課】 【各区まちづくり推進課】	仙台市のホームページなどにより、地域活動に対する各種助成制度および地域活動の事例など、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みを進めていくうえで役立つ情報を提供する。
2	<b>地域情報ファイル</b> 【市民局地域政策課】 【各区まちづくり推進課(宮城野区を除く)】 【宮城野区総務課】	小学校区単位での人口データや地域活動団体等の情報などの基礎資料を取りまとめた地域情報ファイルを作成し、仙台市ホームページで公表する。
3	<b>住民座談会の開催（再掲）</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地域住民や地域で活動する関係者が集い、課題の把握・共有、課題解決に向けた話し合い等を行う「住民座談会」を開催する。地域の企業や施設など、幅広い関係者への参加を呼びかけ、潜在的な地域資源の開発を促進する。また、地域が主体的に開催するための開催手法のアドバイスなど、開催のための支援を行う。
4	<b>社会福祉協議会による社協だより、ボランティアセンターだよりの発行</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	各区社会福祉協議会において社協だより、ボランティアセンターだよりを発行し、各種団体や市民へ地域の住民が主体となった福祉活動やボランティア活動、イベントの情報提供などを行う。
5	<b>障害者の相談支援体制推進事業（再掲）</b> 【健康福祉局障害者支援課】	関係機関が連携して障害者相談支援を行うとともに、地域における支援困難事例に適切に対応するため、事業者、行政等関係機関の支援ネットワークの強化や、地域の社会資源の改善および開発を推進する自立支援協議会の設置に向けた取り組みを進める。
6	<b>保育所地域子育て支援センター、子育て支援室による地域の子育て関連情報の提供</b> 【子供未来局保育課】	育児や生活に関する情報・地域の保育資源情報に関する情報紙を発行する。
7	<b>市民センターによる地域づくり支援事業（再掲）</b> 【教育局中央市民センター】	市民自らが地域課題に向き合い、住み良いまちづくりにともに取り組みむことができるよう、市民センターにおいて地域の多様な活動を担う人材の育成や地域の諸団体と関係機関とのコーディネート、地域情報の収集・提供などを行う。

## 基本的方向4 地域における支え合い・助け合いの促進

地域課題の解決に向け、地域内の支え合い・助け合いの取り組みを促進します。

### 施策の方向4-1 交流活動の充実

地域で支援を必要としている方にとって、地域内で気軽に参加できる交流の場が重要になります。高齢の方や障害のある方、子育て家庭などが、地域で気軽に交流できる場づくりや、従来の分野別の枠を越えたサロン活動の充実を促進します。

#### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	地域保健福祉を担う町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなどへの活動支援（再掲） 【市民局】【健康福祉局】 【子供未来局】【各区】 【市社会福祉協議会】	さまざまな分野において地域保健福祉活動を行う団体等に対し、活動の活性化を図るための支援を行う。
2	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	高齢者、障害者等支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地区社会福祉協議会が実施主体となり、町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉活動団体と連携して、見守り等の安否確認活動や、サロン、買い物支援等の生活支援活動を行う。
3	保育所地域子育て支援事業（再掲） 【子供未来局保育課】	保育所を活用して「保育所地域子育て支援センター」「子育て支援室」を設置し、子育て家庭の交流の場の提供、育児相談、育児に関する情報の提供、子育てサークル等への支援などを行う。
4	市民センターによる交流事業 【教育局中央市民センター】	市民センターにおいて、子育て世代・高齢者の交流を主な目的としたサロンなどを開催する。
5	育児サークル等子育て支援団体への活動支援（再掲） 【各区家庭健康課】	地域における子育て支援活動の活性化を図るため、交流会、ホームページの掲載、情報提供などの支援を行う。

**施策の方向4-2 ネットワーク構築の促進**

地域における多様化・複雑化した生活課題（ニーズ）に対応していくためには、さまざまな担い手が役割を担いながら、相互に連携していくことが重要です。地域の支援ネットワークが、個人情報保護に配慮しながら情報を共有し、それぞれの役割をもって連携・協働による支援を行うことができるよう、行政、地域包括支援センター等の専門機関や、町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、事業者、学校、企業など、分野を越えた支援ネットワークの機能の向上・拡充を促進します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>住民座談会の開催（再掲）</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地域住民や地域で活動する関係者が集い、課題の把握・共有、課題解決に向けた話し合い等を行う「住民座談会」を開催する。地域の企業や施設など、幅広い関係者への参加を呼びかけ、潜在的な地域資源の開発を促進する。また、地域が主体的に開催するための開催手法のアドバイスなど、開催のための支援を行う。
2	<b>障害者の相談支援体制推進事業（再掲）</b> 【健康福祉局障害者支援課】	関係機関が連携して障害者相談支援を行うとともに、地域における支援困難事例に適切に対応するため、事業者、行政等関係機関の支援ネットワークの強化や、地域の社会資源の改善および開発を推進する自立支援協議会の設置に向けた取り組みを進める。
3	<b>地域包括支援センターによる担当圏域包括ケア会議の開催（再掲）</b> 【健康福祉局介護予防推進室】	地域包括支援センターが担当する圏域において、地区の保健福祉医療関係者で構成する会議を設け、支援の必要な高齢者に関する情報交換や支援方法に関する検討会等を行う。
4	<b>働く市民の健康づくりネットワーク会議の開催</b> 【健康福祉局健康増進課】	働く市民の健康づくりを推進するため、職域保健・地域保健の関係機関等が連携し、健康づくり活動の充実強化を図る。関係機関間の相互協力のあり方についての検討や事業の実施、情報交換等を行う。
5	<b>歯と口の健康づくりネットワーク会議の開催</b> 【健康福祉局健康増進課】	乳幼児から高齢者の歯と口の健康づくりを支援する関係機関・団体が連携し、「第2期いきいき市民健康プラン」の「歯・口」の目標達成に向けた事業の企画・立案、実践、評価等を行う。
6	<b>学校支援地域本部事業</b> 【教育局学びの連携推進室】	市民が学校を支援する活動を通して、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子ども育成する体制を構築することにより、子どもたちの豊かな体験活動の創出や地域・家庭の教育力の向上を目指す、学校支援地域本部の設置を推進する。



No	取り組み・事業名	概要
7	<b>市民センターによる地域づくり支援事業（再掲）</b> 【教育局中央市民センター】	市民自らが地域課題に向き合い、住み良いまちづくりとともに取り組むことができるよう、市民センターにおいて地域の多様な活動を担う人材の育成や地域の諸団体と関係機関とのコーディネート、地域情報の収集・提供などを行う。
8	<b>子育て支援ネットワーク事業の実施</b> 【各区家庭健康課】	各区において子育て支援に関わる関係機関、関係者で構成する場を設け、子育てに関する研修会や交流会などの事業を行う。
9	<b>地域生活支援ネットワーク会議の開催</b> 【各区障害高齢課】	障害者への地域生活支援を行うため、障害者の地域生活を支える支援者が日頃からの連携により、研修・グループ討議、事例検討、情報交換等を行い、ネットワーク構築を推進する。
10	<b>高齢者サービス総合調整事業（地域ケア全体会議）の実施</b> 【各区障害高齢課】	地域の関係者が連携し、各区における介護予防と地域包括ケアを総合的に推進することを目的として、地域ケア全体会議を開催し、各地域包括支援センターの圏域を越えて区単位で取り組むべき課題の議論等を行う。

**施策の方向 4-3 地域内の見守り・支え合いの促進（重点）**

地域住民一人ひとりが、日頃から地域内のつながりを大切にし、できることから取り組んでいくことが大切です。ごみ出しや買い物の手伝い、少しの間子どもを預かること、孤立しがちな人の話し相手になることなど、一つひとつの手助けが、地域保健福祉を推進していくための大切な活動です。

本市では、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携して、地域住民の組織的な見守り・支え合い活動である「小地域福祉ネットワーク活動」を実施しています。

また、地域住民相互の支え合い・助け合いの活動を、より効果的に行うことができるよう、「新たな避難所運営マニュアルの作成」等の取り組みを通して、支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。

**<主な取り組み・事業>**

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動（再掲） 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	高齢者、障害者等支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地区社会福祉協議会が実施主体となり、町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉活動団体と連携して、見守り等の安否確認活動や、サロン、買い物支援等の生活支援活動を行う。
2	仙台すくすくサポート事業 【子供未来局子育て支援課】	育児の援助を受ける方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）が会員となって行う市民相互の育児援助活動（有償ボランティア活動）で、会員登録や仲介等を仙台すくすくサポート事業事務局が行う。
3	★ 新たな避難所運営マニュアルの作成 【市民局区政課】 【消防局防災企画課】	平成 23 年度に作成した素案をもとに、市民の意見や検証訓練等の成果を反映させたくうえで、平成 24 年度中を目途に全市版の避難所運営マニュアルを作成する。また、地域版マニュアルの作成、運営訓練等を通じた見直しも行っていく。
4	★ 地域支えあいセンター事業 【復興事業局生活再建支援室】 【市社会福祉協議会】	市内の借上げ民間賃貸住宅に居住する被災者を対象に、情報提供や巡回相談、交流イベント、サロン活動を行う被災者支援事業。区ごとに常設の支えあいセンターを設置し、相談しやすい体制をつくるとともに、高齢者から順次、戸別訪問活動を実施し、地域の支援活動の促進を図る。

No	取り組み・事業名	概要
5	★ 安心の福祉のまちづくり事業 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地区社会福祉協議会による被災者支援活動や地域コミュニティの再生強化に繋がる活動に対して活動費を助成するとともに、区社会福祉協議会による活動支援を通して、地域住民がともに支えあう地域づくりを進める。

### 市民力 コラム⑤「みんながほっと一息 サロンなでしこ」

若林区南小泉にある応急仮設住宅「JR 南小泉アパート」では、仙台市内沿岸部で被災した方や、福島県等からの避難者等、約90世帯が暮らしている。自治会婦人部「なでしこ会」では、震災前からのお茶のみサロン活動をもとに、「サロンなでしこ」を開催。「なでしこ会」代表の庄子千枝子さんと自治会長の久保勝彦さんに、サロンに対する思いなどをお話しいただいた。(以下、敬称略)

#### Q. サロンをはじめたきっかけは？

庄子：最初は隣に誰が住んでいるのかわからず、一枚の扉と扉の関係だった。入居者の誰もが「集うことができる場所」が必要だと思い、NPOが主催してくれた屋外の敷地を活用しての「パラソル喫茶」とともに、自治会長の勧めもあり、アパートの2Fの空き部屋を利用してサロンをはじめた。

#### Q. サロンなでしこって？

庄子：サロンは、いろいろな人が集まって楽しくおしゃべりできるお茶のみの場。サロンなでしこでは、歌や軽体操、催し物など、企画はさまざま。月一回、なでしこ会メンバーで企画して開催している。参加者は20名程度。サロンの最後はいつも、“お茶のみ”。顔と顔を合わせて、わいわいお話をするのがとても楽しい。他県から来た人、違う地区に住んでいた人などが顔見知りになることで、次に会った時にあいさつができる。そんな出会いがすごく嬉しい。名前の由来は、もちろん、最後まであきらめずにがんばる姿が印象的だった、女子サッカー日本代表チームからお借りした。  
大久保：サロンなでしこは、サロンをやっている方々が主役。自治会はお任せして、楽しく自由にやってもらっている。

#### Q. 活動に対する思いは？

庄子：自分一人だけで頑張ろうとせず、「メンバー皆にお願いします」という気持ちでやっている。自身は、若林区役所の家庭健康課の保健師さんや、若林区社会福祉協議会、河原町地域包括支援センターなど、お手伝いをお願いしている方との調整役を行っている。サロンは、次に住むところが見つかるまで続けていきたい。



▲平成24年6月25日開催のサロン

#### Q. エネルギー源は？

庄子：いろいろな方にお手伝いいただき、守られている感じがするし、安心につながる。皆さんが集まって話をして帰る時の“笑顔”や、元気であることの嬉しさが次の活動につながっている。

聞き手：策定委員会事務局（仙台市健康福祉局社会課）

**施策の方向 4-4 災害時要援護者支援体制の構築（重点）**

災害時要援護者の安全・安心を守るためには、日頃からの見守り活動などを通じて、地域における支え合い・助け合いによる支援の体制を整えておくことが必要です。東日本大震災においても、災害時の地域住民相互の助け合いの必要性が確認されました。

日頃から地域の各団体が連携しながら、地域内の高齢者・障害児(者)のみならず、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる妊産婦や乳幼児・児童・外国人などの要援護者の所在や状況を把握するとともに、その情報を共有し、具体的な支援の方法について話し合っておくことが大切です。

震災時の反省点を踏まえ、災害時要援護者の安全を確保するため、災害発生時における地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進するとともに、被災後の要援護者の支援体制のさらなる整備に取り組みます。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	災害時要援護者避難支援の推進 【健康福祉局】 【消防局防災企画課】	災害時要援護者の避難支援に関する基本的な考え方や進め方を明らかにする避難支援プラン(全体計画)に基づき、地域における支援体制の構築を推進する。
2	★ 災害時要援護者情報登録制度 【健康福祉局】 【各区】	障害者や高齢者等の災害時要援護者本人から市への申出により災害時要援護者として登録し、登録した方の情報を市から町内会や民生委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターに提供することにより、地域の支え合いによる支援体制づくりを推進する。
3	★ 福祉避難所の機能強化 【健康福祉局】	災害時に障害者や要介護者等個々の状況に応じた対応を行うため、福祉避難所として協定を締結する施設を増やすほか、資機材や備蓄物資の充実を図る。
4	障害者災害対策推進事業（災害時ボランティア養成事業）の実施（再掲） 【健康福祉局障害企画課】 【市障害者福祉協会】	手話奉仕員やガイドヘルパー等専門ボランティアの日常の活動を、災害時においても活かせる体制づくりを行う。

**基本的方向5 利用者主体のサービス提供の体制づくり**

地域で支援を必要とする方が、的確な支援を利用できる仕組みづくりに取り組みます。

**施策の方向5-1 保健福祉サービスの質の向上**

地域の保健福祉ニーズが多様化・複雑化しているため、サービスを提供する関係者、職員等は、より幅広い知識や技術を持つことが求められています。

また、支援を必要とする方が地域で自立し、充実した生活を送るためには、スポーツ・文化活動や就労支援といった健康づくり・生きがいづくりなど、さまざまな視点での支援が必要です。地域のニーズに対応し、多様なサービスが生み出されるような仕組みづくりも重要となります。

保健福祉サービスの質の向上のため、関係者・職員等のスキルアップのための研修の実施や、多様なサービスの創出を推進します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	保健福祉サービス従事者向け研修 【健康福祉局】【子供未来局】 【各区】	各種保健福祉サービスに専門的に携わる関係者を対象に資質向上を目的とした各種研修を実施する。
2	窓口職員ゲートキーパー養成講座 【健康福祉局精神保健福祉総合センター】	高い水準で推移している自殺者数を減少させるため、日頃から市民と接点のある窓口職員を対象として、自殺に関する基本的なことを学ぶため、自殺対策の門番＝ゲートキーパー養成の講座を開催する。
3	仙台フィンランド健康福祉センター事業による新たな健康福祉機器・サービス開発の実施 【経済局産業プロジェクト推進課】	仙台フィンランド健康福祉センターを拠点として、仙台およびフィンランドの企業、大学、利用者等の連携により、高齢者の自立支援などをテーマに、ITなどを活用した付加価値の高い健康福祉機器・サービスの研究開発、事業化を促進する。

**施策の方向5-2 分野を越えた総合的なサービスの提供**

地域の生活課題は、教育や就労問題など、さまざまな分野が関係することも多くあります。また、一つの世帯においても、障害のある方と高齢の方がともに支援が必要である場合など、分野別の対応では解決困難な事例が増加しています。このような複雑化・多様化した地域の保健福祉ニーズに対応していくために、関連する部署間の連携、地域の団体や事業者との連携の強化など、総合的なサービスを提供します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	★ 仙台市ひとり暮らし高齢者等生活支援システム運営事業 【復興事業局生活再建支援室】	仙台市内の応急仮設住宅にお住まいのひとり暮らしの高齢者や重度身体障害のあるひとり暮らしの方等に、緊急時などに役立つ機器を貸出し、毎日を安心して過ごしていただくための緊急通報や見守り、日常会話といったサービスを提供する。
2	女性に対する暴力の防止と被害者支援に向けた取り組みの強化 【市民局男女共同参画課】	ドメスティック・バイオレンス被害者への相談から自立までの切れ目のない支援を図るため、関係機関のネットワークを構築するとともに、その中心を担う配偶者暴力相談支援センター機能の整備を図る。また、女性に対する暴力の防止のため、特に若年層への一層の啓発などに努める。
3	総合的な保健福祉サービスの提供 【健康福祉局】【子供未来局】	さまざまな生活課題を抱える支援が必要な方に対し、関連する部署間や、地域の団体・事業者との連携を推進するなど、各種保健福祉サービスを総合的に提供する。
4	地域リハビリテーション推進施設整備事業 【健康福祉局障害者支援課】 【健康福祉局障害者更生相談所】	地域リハビリテーションを推進するため、障害者更生相談所を移転し、障害者総合支援センターを整備するとともに、障害者が暮らしやすい地域社会づくりと、地域におけるリハビリテーション推進の拠点となる(仮称)青葉障害者福祉センターの整備に向けた取り組みを進める。
5	地域包括支援センターによる、包括的・継続的ケアマネジメント支援 【健康福祉局介護予防推進室】	地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するため設置している地域包括支援センターにおいて、高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続することができるように、関係機関との連携体制構築やケアマネジャーへの支援を行う。

No	取り組み・事業名	概要
6	<p>★  <b>市民健康づくり推進事業</b>                      【健康福祉局健康増進課・介護予防推進室・精神保健福祉総合センター】</p>	保健師等による戸別訪問のほか、応急仮設住宅等における健康講座や食生活支援事業の実施など、被災された市民の健康支援施策に重点をおきつつ、生活習慣病予防や介護予防、心の健康づくりなど、市民の生涯にわたる健康づくりを推進する。
7	<p>★  <b>自殺対策事業</b>                      【健康福祉局健康増進課・精神保健福祉総合センター】</p>	今後懸念される震災を起因とした PTSD や抑うつ等の増加に対応するため、仙台市こころの絆センター（自殺予防情報センター）による相談支援体制の強化や、人材育成、各種広報等により、自殺予防のさらなる推進を図る。

**施策の方向 5-3 地域での相談機能の充実（重点）**

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所で相談できる窓口を増やす」と回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	★ 被災者生活再建相談等事業 【復興事業局生活再建支援室】	仙台市内の応急仮設住宅を戸別に訪問し、住まいや就労など被災者の生活再建に関する意向の確認を行いながら、相談内容に応じた情報提供や関係機関への仲介を行う。
2	地域における各種相談員の活動に対する支援 【健康福祉局】【子供未来局】	地域において活動する民生委員や障害者相談員に対して、それぞれの活動がより円滑に効果的に行われるよう、地域保健福祉に関する情報提供などの支援を行う。
3	障害者相談支援事業所による相談事業 【健康福祉局障害者支援課】	市内各所の相談支援事業所において、障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う。
4	ひきこもり青少年等社会参加支援事業 【健康福祉局障害者支援課】	ひきこもり者の状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供などの取り組みを推進する。
5	障害者の相談支援体制推進事業（再掲） 【健康福祉局障害者支援課】	関係機関が連携して障害者相談支援を行うとともに、地域における支援困難事例に適切に対応するため、事業者、行政等関係機関の支援ネットワークの強化や、地域の社会資源の改善および開発を推進する自立支援協議会の設置に向けた取り組みを進める。
6	地域包括支援センターによる相談事業 【健康福祉局介護予防推進室】	地域包括支援センターにおいて、健康づくりや医療、介護、認知症に関することなど、生活全般に関する各種相談支援を行う。
7	保育所地域子育て支援事業（再掲） 【子供未来局保育課】	保育所を活用して「保育所地域子育て支援センター」「子育て支援室」を設置し、子育て家庭の交流の場の提供、育児相談、育児に関する情報の提供、子育てサークル等への支援などを行う。
8	★ 震災に伴う子どもの心のケア事業 【健康福祉局精神保健福祉総合センター】【子供未来局子育て支援課】【教育局教育相談課】	震災の影響による子どもの心のケアを適切に行うため、市立学校に対し、スクールカウンセラーの派遣や心の健康調査を行うなど、学校における中長期的な取り組みを実施するとともに、幼児健康診査の機会を活用して子どもと保護者に対する問診や保健指導を行うほか、「子どものこころの相談室」において専門医による個別の診察や相談を実施するなど、子どもの心のケアの充実を図る。



**施策の方向5-4 権利擁護の推進**

一人暮らしの高齢の方の増加や、障害のある方の施設から地域生活への移行が進むなど、福祉サービス利用者の権利擁護の取り組みの必要性が高まっていくことが予想されます。住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、権利擁護の取り組みの体制整備や機能強化、成年後見制度の活用促進、市民後見人の養成などを推進します。

＜主な取り組み・事業＞

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>権利擁護センター（まもりーぶ仙台）による日常生活自立支援事業</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	市社会福祉協議会および各区社会福祉協議会内に設置されている「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）」において、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行う。
2	<b>成年後見総合センターによる成年後見制度の利用支援</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	市社会福祉協議会内に設置されている「成年後見総合センター」において、判断能力が十分でない方の成年後見制度利用について相談を受け付け、関係機関と連携して制度の利用支援を行う。
3	<b>市民後見人養成・支援事業</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	市社会福祉協議会内に設置されている「成年後見総合センター」において、複雑な問題を抱える方への支援を行う専門職後見人とは異なり、日頃の見守り等に主たるニーズを持つ方への支援を行う市民後見人の養成・支援を行う。
4	<b>市民後見人監督業務の実施</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	市社会福祉協議会が養成した「市民後見人」が的確な後見活動ができるよう、市社会福祉協議会が市民後見人の監督業務を行い、その活動を支援する。
5	<b>成年後見制度利用支援事業</b> 【健康福祉局社会課・障害企画課・高齢企画課】 【各区障害高齢課】	成年後見制度を利用するにあたり、親族等がいないため家庭裁判所への申立てが行えない等の理由により特に必要がある場合に、市長が申立てを行い、後見人報酬等の助成を行う。
6	<b>成年後見サポート推進協議会の運営</b> 【健康福祉局社会課・障害企画課・高齢企画課】 【各区障害高齢課】 【市社会福祉協議会】	成年後見制度に携わる弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士の各団体が定期的に協議会を開催し、市長申立て制度の円滑な活用、制度の普及啓発活動、情報の共有、課題の検討、各団体間の連携強化を図る。

## 基本的方向6 取り組みの評価・見直し・向上

さまざまなサービスや取り組みを適切に評価し、改善する仕組みづくりを行います。

### 施策の方向6-1 保健福祉に関する取り組みの評価・見直し・向上

地域におけるさまざまな保健福祉サービスや取り組みの質を向上させていくためには、サービスの提供者や、取り組みの主体が定期的に自己評価を行っていくことが必要です。また、利用者の意見を聴くなど、客観的な評価を受け、サービスや取り組みを見直していくことも必要です。地域における保健福祉サービス・取り組みに対する適切な評価を行います。

#### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	苦情解決体制の整備状況調査を通じた指導・助言 【健康福祉局社会課】	毎年、福祉事業者に対し、苦情解決体制の制度周知および苦情解決の状況について調査を実施し、調査結果を各事業者に対し公開することで、福祉サービスの向上を図る。
2	福祉サービス第三者評価の促進 【健康福祉局社会課】	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会に本市職員が参画し、市内の事業者が同評価制度を活用してサービスの向上を図れるよう、環境整備を行う。
3	社会福祉法人および施設などに対する指導監査 【健康福祉局】【子供未来局】	社会福祉法人・社会福祉施設に対し、運営管理、財務状況、入所者処遇等に関する監査を実施し、社会福祉法人等の健全な運営による適切な福祉サービスの提供に資する。

## 施策の方向6-2 (仮称) 地域保健福祉計画推進委員会の設置

地域における保健福祉を推進していくためには、地域住民のボランティア活動や、地域住民が主体的に参加するさまざまな団体・グループ等の自由な活動が展開されていくことが重要です。行政はそれらの活動を適切に支援し、地域における活動が推進されていくための環境づくりを計画的、効果的に行っていく必要があります。そのため、本計画は、市民アンケートや住民座談会、地域の関係者の参画による策定委員会の設置など、幅広い市民参加による多様な意見をもとに策定しました。

計画の策定後も、本計画における取り組みについて、地域住民の視点で客観的な評価を行い、地域社会の変化に対応しながら、適切な見直しを行います。

### <主な取り組み・事業>

★印：震災に関連する事業

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>(仮称) 地域保健福祉計画推進委員会の設置</b> 【健康福祉局社会課】	「(仮称) 地域保健福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の客観的な評価を実施し、その結果を公表する。また、評価結果に基づき、既存施策の見直しや、新たな施策の検討を行う。

## 7 東日本大震災からの復興に向けた取り組み

この計画の基本目標および取り組みの基本的方向を踏まえ、地域での取り組みを推進していくための施策の方向1～6において掲載した「主な取り組み・事業」の総数は、117事業でしたが、ここでは、東日本大震災からの復興に向けた取り組みをまとめて掲載しています。

未曾有の震災がきっかけとなって、24の事業が新規または拡充という形で展開されていることがわかります。

東日本大震災により再確認された「市民力」を高めながら、復興における地域の生活課題の解決に向け、地域保健福祉活動の人材育成、プレハブ仮設住宅や借上げ民間賃貸住宅等への支援、健康づくり・心のケア事業、災害時要援護者支援体制づくりや福祉避難所の機能強化、新たな避難所運営マニュアルの作成などの取り組みを推進します。

### <主な取り組み・事業>

No	取り組み・事業名	概要
1	<b>被災者生活再建相談等事業(再掲)</b> 【復興事業局生活再建支援室】	仙台市内の応急仮設住宅を戸別に訪問し、住まいや就労など被災者の生活再建に関する意向の確認を行いながら、相談内容に応じた情報提供や関係機関への仲介を行う。
2	<b>仙台市ひとり暮らし高齢者等生活支援システム運営事業(再掲)</b> 【復興事業局生活再建支援室】	仙台市内の応急仮設住宅にお住まいのひとり暮らしの高齢者や重度身体障害のあるひとり暮らしの方等に、緊急時などに役立つ機器を貸出し、毎日を安心して過ごしていただくための緊急通報や見守り、日常会話といったサービスを提供する。
3	<b>被災者交流支援事業(再掲)</b> 【市民局地域政策課】	震災の発生に伴って生じた被災者が抱える諸問題の解決を目指し、被災者間や被災者と周辺住民との交流の機会づくりを進め、そのコミュニティ形成を支援する。
4	<b>安心見守り協働事業</b> 【市民局市民協働推進課】	応急仮設住宅に入居している被災者を対象に、「絆支援員」が戸別訪問、相談などを行い、地域団体や関係機関と連携を図りながら、「見守り」と「つなぎ」を基調とした生活再建支援を行う。
5	<b>コミュニティ・ワーク創出事業</b> 【市民局市民協働推進課】	自力では一般就労を実現することが困難な仮設住宅入居者等を対象に、手仕事などの中間的な就労の場を提供するほか、就労支援相談窓口を設置して、就労体験実習などを通じた個別的就労支援・生活支援を行なうことにより、仮設住宅入居者等の生活の自立・再建を目指す。

No	取り組み・事業名	概要
6	<b>被災者サポート・コミュニティ担い手づくり事業(再掲)</b> 【市民局市民協働推進課】	地域における被災者支援のための共助、支え合いの担い手を育成し、自主的な活動を生み出すための研修や実践プログラム、地域における支え合い活動のコーディネート活動に対する助成を行う。
7	<b>災害時要援護者情報登録制度(再掲)</b> 【健康福祉局】 【各区】	障害者や高齢者等の災害時要援護者本人から市への申出により災害時要援護者として登録し、登録した方の情報を市から町内会や民生委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターに提供することにより、地域の支え合いによる支援体制づくりを推進する。
8	<b>福祉避難所の機能強化(再掲)</b> 【健康福祉局】	災害時に障害者や要介護者等個々の状況に応じた対応を行うため、福祉避難所として協定を締結する施設を増やすほか、資機材や備蓄物資の充実を図る。
9	<b>地域支え合いボランティア団体助成事業(再掲)</b> 【健康福祉局高齢企画課】	災害発生時等に、速やかに災害時要援護者に情報伝達、安否確認等を行い、平常時には見守り活動を行うなど、地域で在宅高齢者を支える活動を行うボランティア団体を育成支援する。
10	<b>被災者向け介護予防運動教室</b> 【健康福祉局介護予防推進室】	被災した高齢者の生活が不活発化することを防ぐために、応急仮設住宅等で介護予防のための運動教室を実施する。
11	<b>市民健康づくり推進事業(再掲)</b> 【健康福祉局健康増進課・介護予防推進室】	保健師等による戸別訪問のほか、応急仮設住宅等における健康講座や食生活支援事業の実施など、被災された市民の健康支援施策に重点をおきつつ、生活習慣病予防や介護予防、心の健康づくりなど、市民の生涯にわたる健康づくりを推進する。
12	<b>自殺対策事業(再掲)</b> 【健康福祉局健康増進課・精神保健福祉総合センター】	今後懸念される震災を起因としたPTSDや抑うつ等の増加に対応するため、仙台市こころの絆センター（自殺予防情報センター）による相談支援体制の強化や、人材育成、各種広報等により、自殺予防のさらなる推進を図る。
13	<b>震災に伴う子どもの心のケア事業(再掲)</b> 【健康福祉局精神保健福祉総合センター】【子供未来局子育て支援課】【教育局教育相談課】	震災の影響による子どもの心のケアを適切に行うため、市立学校に対し、スクールカウンセラーの派遣や心の健康調査を行うなど、学校における中長期的な取り組みを実施するとともに、幼児健康診査の機会を活用して子どもと保護者に対する問診や保健指導を行うほか、「子どものこころの相談室」において専門医による個別の診察や相談を実施するなど、子どもの心のケアの充実を図る。

No	取り組み・事業名	概要
14	<b>津波被災地域まちづくり支援事業</b> 【都市整備局区画整理課】	移転対象地区以外の区域のうち、さまざまな津波防災施設の整備を行っても津波による浸水が予測される地区において、防災性の向上や地域コミュニティの再生を図りながら新たなまちづくりを支援するため、コンサルタントを派遣し、地域との協働によるまちづくり計画の作成を支援する。
15	<b>復興公営住宅整備事業</b> 【都市整備局市営住宅課】	被災された方々の恒久的な住まいの確保を図るため公営住宅を整備するにあたり、単身者向けからファミリー向けまでさまざまな間取りの住居を混在させて、地域コミュニティづくりに配慮するとともに、交流の場や遊びの場として利用する空間、NPOなどが高齢者への見守りなどに利用できる活動室、町内会の地域活動で利用できる集会所の整備等、地域との関わりが深まる環境づくりにも配慮する。
16	<b>新たな避難所運営マニュアルの作成(再掲)</b> 【市民局区政課】 【消防局防災企画課】	平成23年度に作成した素案をもとに、市民の意見や検証訓練等の成果を反映させたいうで、平成24年度中を目途に全市版の避難所運営マニュアルを作成する。また、地域版マニュアルの作成、運営訓練等を通じた見直しも行っていく。
17	<b>防災意識の普及啓発強化事業(再掲)</b> 【消防局減災推進課】	幅広い年齢層を対象として、家具の転倒防止や非常食等の備蓄など「自助」の意識の浸透を図るための普及啓発、震災で得られたさまざまな課題（女性等への配慮、災害時要援護者支援など）の解決をテーマとしたシンポジウムの開催、地域における避難所運営のあり方などを含む防災意識の啓発を行う。
18	<b>地域防災リーダーの育成の推進(再掲)</b> 【消防局減災推進課】	自主防災組織が災害時に機能し、住民の安全が確保されるよう、実技・実習を充実させた本市独自の講習カリキュラムによる養成講習を実施するほか、講習修了者の防災活動を支援するため、活動発表会等の開催によるネットワークづくりを行うなどにより、地域防災リーダーの育成を推進する。
19	<b>地域における自主防災活動への支援(再掲)</b> 【消防局減災推進課】	地域特性や自主防災組織の活動実績等に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、災害図上訓練の普及や、新たな手法による訓練の実施を働きかけるなど、地域の自主防災活動を支援する。
20	<b>新たな防災教育推進事業(再掲)</b> 【教育局教育指導課】	児童生徒が命の尊さや多くの人々との絆、自助、共助の大切さについて学び、生涯にわたって必要な防災力を習得することができるよう、地域や関係機関とも連携しながら学校における新たな防災教育を推進する。

No	取り組み・事業名	概要
21	<b>区民協働まちづくり事業(再掲)</b> 【各区】	個々の地域特性を踏まえ、市民と行政の協働により地域課題の解決や地域の活性化・魅力創出に取り組む。特に、当面は震災からの復旧・復興に向けたまちづくりに資する事業も充実・強化し、積極的に推進する。
22	<b>復興支援“EGAO(笑顔)せんだい”サポートステーション事業(再掲)</b> 【健康福祉局社会課】 【消防局減災推進課】 【市社会福祉協議会】	被災された方の自立支援として、ボランティア紹介や企業・団体などによる被災者支援情報の提供を行う。また、被災者支援に取り組んでいるボランティア団体やNPOなどの団体の支援にも取り組み、効果的・効率的な被災者支援活動が行われるよう支援を行う。 併せて、災害ボランティア活動をとおして芽生えたボランティア活動への意識・意欲・理解を地域の福祉力、市民活動力を高める活動へと促進するため、各種相談や研修の支援、ボランティア活動の場の提供などに取り組む。また、被災者支援として、借上げ民間賃貸住宅にお住まいの被災者を対象としたイベントや支援物品情報などボランティアセンターに届いた支援情報を、登録制でパソコンや携帯電話にメールを配信する。
23	<b>地域支えあいセンター事業(再掲)</b> 【復興事業局生活再建支援室】 【市社会福祉協議会】	市内の借上げ民間賃貸住宅に居住する被災者を対象に、情報提供や巡回相談、交流イベント、サロン活動を行う被災者支援事業。区ごとに常設の支えあいセンターを設置し、相談しやすい体制をつくるとともに、高齢者から順次に戸別訪問活動を実施し、地域の支援活動の促進を図る。
24	<b>安心の福祉のまちづくり事業(再掲)</b> 【健康福祉局社会課】 【市社会福祉協議会】	地区社会福祉協議会による被災者支援活動や地域コミュニティの再生強化に繋がる活動に対して活動費を助成するとともに、区社会福祉協議会による活動支援を通して、地域住民がともに支えあう地域づくりを進める。

## 第6章 計画を推進するための取り組み

### 1 (仮称) 仙台市地域保健福祉計画推進委員会

#### (1) 委員会の設置

この計画策定の趣旨を踏まえ、地域に関わるさまざまな担い手の皆さんのご意見を反映させながら計画を推進し、進捗管理、評価を行う機関として「(仮称) 仙台市地域保健福祉計画推進委員会(以下「計画推進委員会」)を設置します。

#### (2) 意見・評価結果の公表

「計画推進委員会」における意見・評価結果等について、ホームページに掲載するとともに、市民からの意見等を施策展開の参考とします。

#### (3) 意見の反映

「計画推進委員会」の意見を踏まえ、地域ニーズに合致した施策展開を行うため、施策内容の見直し、新規施策の実施に関する検討を行います。

### 2 市の関係部局内の連携

本計画は、地域保健福祉推進のための計画であり、高齢者、障害者、子育て、健康などの分野別計画における取り組みとの連携が不可欠です。そのため、市民の皆さんや「計画推進委員会」の意見を反映させながら、関係部局との連携を強化するとともに、担当分野の枠を越えた組織横断的な施策展開や市民との協働による地域保健福祉の推進を図ります。

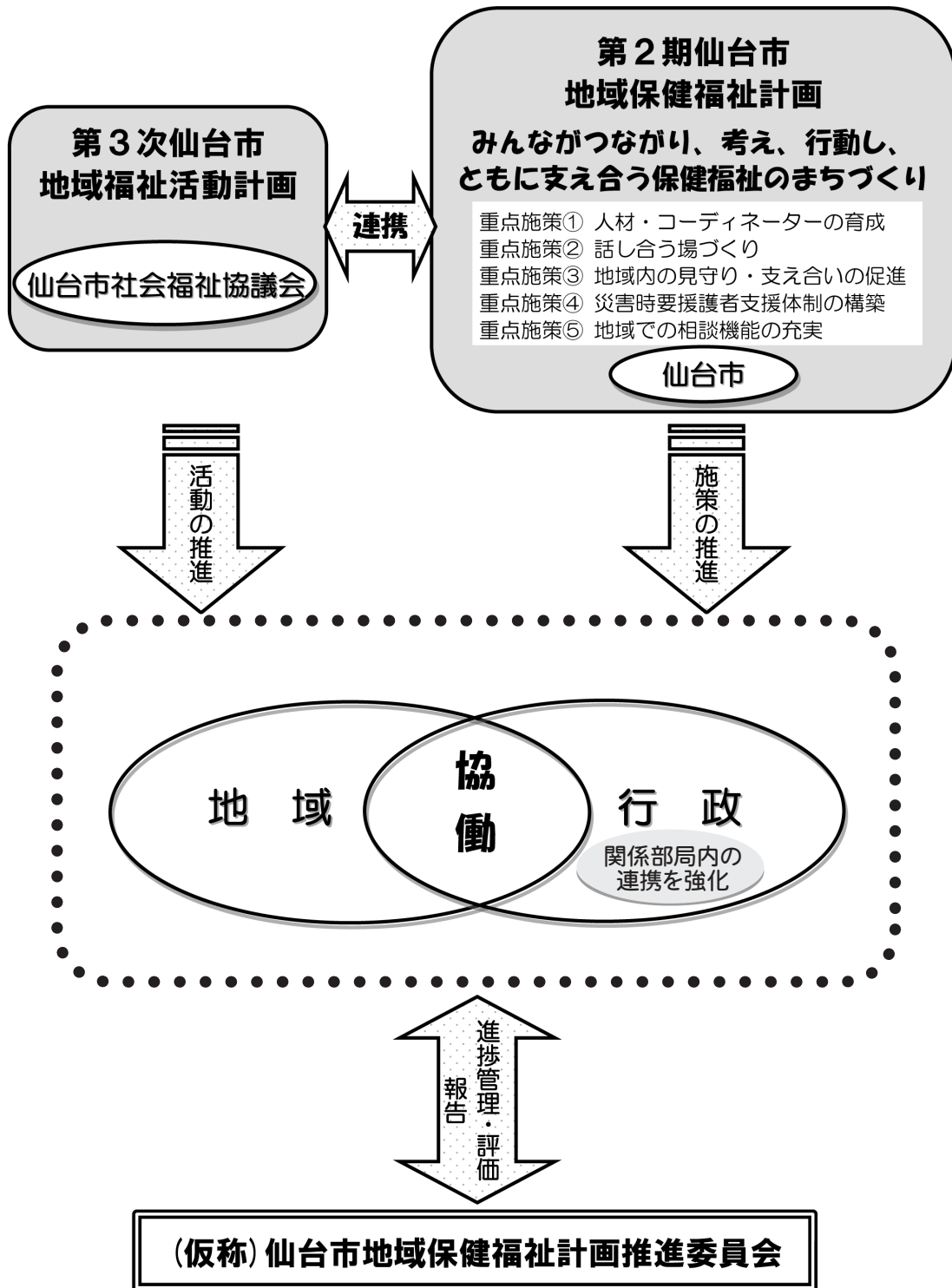
### 3 市社会福祉協議会との連携

本計画と市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」とが一体となり、担当職員同士が密に連携を図るとともに、相互にそれぞれの役割を活かし、地域福祉の現場の声を共有しながら、身近な地域での地域保健福祉の推進を図ります。



#### 4 計画を推進するための仕組み

5つの重点施策を柱として、本計画に掲載した施策に取り組みながら、本計画を推進してまいります。





# 用語解説

※50音順

ア  
行

## 応急仮設住宅

災害救助法に基づき、災害により住家が滅失し、自らの資力では住家を確保することができない被災者に対し、応急的に提供する住宅のこと。プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等、借上げ民間賃貸住宅の形態がある。

カ  
行

## 借上げ民間賃貸住宅

宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を応急仮設住宅としているもの。東日本大震災では、市内にある応急仮設住宅の約8割がこの形態となっている。

## 区社会福祉協議会

→「仙台市社会福祉協議会」の項を参照。

## 子育てふれあいプラザ

本市が設置する子育てを総合的に支援する施設で、愛称は「のびすく」。子育てをする市民への交流の場の提供、親子と一緒に過ごせる場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を行っている。

## コミュニティソーシャルワーカー

住民による地域保健福祉の課題の解決力を高め、地域の支援機関・団体をつないで支援を必要とする方の援助を行う専門職。制度の狭間の問題解決や、専門機関等による支援のネットワークづくりなどに取り組む。

サ  
行

## 災害時要援護者

一人暮らしの高齢の方や障害のある方などで、大きな災害が発生したとき、災害情報の入手や自力で避難することが困難な方のこと。

## サロン活動

一人暮らしの高齢の方や障害のある方、子育て家庭などが、身近な地域で集い、交流や仲間づくりを行うための活動。

## 市民活動サポートセンター

さまざまな分野の市民活動団体やNPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設として平成11年に開館。多様な市民活動がさらに活発になるように支援を行うとともに、市民・企業・行政の協働のまちづくりを推進していくことを目的として設置した。

## 市民後見人

→「成年後見制度」の項を参照。

サ  
行

**障害者相談員**

市長より委嘱された見識の高い民間の協力者。身体障害者、知的障害者、または精神障害者の相談、助言を行っている。

**障害者相談支援事業所**

障害のある方などに対し、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う地域の相談窓口。虐待の防止や早期発見のための連絡調整、権利擁護のために必要な支援を行っている。

**小地域福祉ネットワーク活動**

地区社会福祉協議会が主体となって、町内会、民生委員、ボランティアなど、地域の関係者・関係機関のネットワーク化により実施している、高齢の方や障害のある方などを対象に見守りやサロン等の支援活動。

**スクールカウンセラー**

教育機関において、児童生徒の問題行動の防止や特別な支援が必要な児童生徒への対応、課題の早期発見と解決に取り組む業務に携わる、臨床心理士等の専門職。

**成年後見制度**

判断能力が十分ではない方の権利を擁護するため、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって、財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行い、本人が安心して暮らせるように支える制度。

**※市民後見人について**

本市における市民後見人とは、親族の協力が得られず、また、法律等の専門家に対応を依頼するほどの問題のない方を対象に活動する、市民による後見人。権利擁護の視点や成年後見制度等に関する知識を学び、家庭裁判所から選任されたうえで、関係機関の支援や監督を受けつつ、本人と同じ市民の目線で後見活動を行う。

**成年後見総合センター**

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分でない方々が、自立した地域生活を送るために、成年後見制度の利用を支援する機関。仙台市社会福祉協議会内に設置されている。

**仙台市社会福祉協議会（区社会福祉協議会を含む）**

昭和 26 年に設立された、地域福祉の推進を目的とする民間団体で、住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民の福祉活動の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動等を行う社会福祉法人。

平成 3 年には、全区に**区社会福祉協議会**が設置され、区を単位とした住民による福祉活動を推進している。

**仙台市地域防災計画**

災害対策基本法の規定に基づき、地震災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的に、本市の防災に関する最も基本的な計画として本市が策定している行政計画。

## タ行

**地域支えあいセンター事業**

仙台市社会福祉協議会による、市内の借上げ民間賃貸住宅に居住する被災世帯を対象にした、情報提供や相談所の設置、個別訪問、交流イベント、サロン活動を行う被災者支援事業。区ごとに常設の支えあいセンターを設置し、中核支えあいセンターがとりまとめを行っている。

**地域包括支援センター**

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や医療、健康づくりなど、さまざまな面から支援を行う高齢者の総合相談窓口。介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。

**地域リハビリテーション**

障害のある方がそれぞれの年代のあらゆる生活場面において、人間らしく生きる権利の回復を図るため、医学的リハビリテーションにとどまらず、保健福祉・就労・教育などに関する総合的な支援を行う一連の活動のこと。

**地区社会福祉協議会**

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね小学校区や地区連合町内会の範囲で組織された任意団体。小地域福祉ネットワーク活動や地域内の福祉活動の推進などを行っている。本市には、102の地区社会福祉協議会（平成24年1月現在）がある。

**町内会・自治会**

一定の地域に住む人々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題を住民同士が協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民自治組織。

## ナ行

**日常生活自立支援事業**

認知症、知的障害、精神障害のある方等のうち、契約能力はあるものの判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理・あずかりサービスを行う事業。本市では、仙台市社会福祉協議会および各区社会福祉協議会内に設置されている「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）」において事業を実施。

**認知症サポーター**

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を、地域であたたかく見守り、支援を行っていくボランティアのこと。

## ハ行

**福祉委員**

ボランティアとして、地区社会福祉協議会による見守りやサロンなどの小地域福祉ネットワーク活動を行っている地域福祉活動の担い手。地区によって、福祉員、ボランティア協力員などさまざまな名称がある。

ハ  
行

**福祉サービス第三者評価**

事業者の提供する福祉サービスについて、第三者機関が客観的な評価を行い、その結果が公表されることで、福祉サービスを利用する市民が客観的な情報をもとにサービスを選択できるようにすることを目的とした事業。宮城県が認証した第三者評価機関が、福祉サービス事業者と契約を結び評価を実施。

**福祉避難所**

指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障害者等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所。

**保育所地域子育て支援センター・子育て支援室**

育児不安等の相談・援助、育児講座、情報提供、園庭の地域開放、保育士の家庭訪問による育児相談などの子育て支援事業を実施するため、保育所内に専用の場所を設けている保育所。

**ボランティアセンター**

ボランティア活動の振興と地域福祉の推進を図る活動拠点として、仙台市社会福祉協議会および各区社会福祉協議会内に設置しているセンター。ボランティアを必要としている方とボランティアをしたい方の連絡調整を図るとともに、寄せられたボランティア情報等を広く市民に発信。

マ  
行

**民生委員児童委員**

地域住民の生活実態を必要に応じ適切に把握し、支援を必要とする方の自立を助けるための支援を行う、厚生労働大臣の委嘱を受けた方。

ラ  
行

**老人クラブ**

概ね60歳以上の方で構成される20名以上の組織で、社会奉仕やレクリエーション等の自主的な活動を行っている任意団体。

# 資料編

1	計画の策定経過	82
2	市民アンケート調査について	83
3	住民座談会について	84
4	地域福祉セミナーについて	86
5	中間案に対する市民意見募集結果について	87
6	東日本大震災後の市民意見の反映について	88
7	仙台市地域保健福祉計画策定委員会設置要綱	90
8	仙台市地域保健福祉計画策定委員会委員名簿	91

## 1 計画の策定経過

平成22年2月17日～ 平成22年3月3日	「地域における保健福祉のあり方について」市民意向調査・ NPO法人実態調査・社会福祉施設実態調査
平成22年 3月30日	第1回仙台市地域保健福祉計画策定委員会 ○第1期仙台市地域保健福祉計画に係る主な実施事業について ○第2期仙台市地域保健福祉計画の策定について 他
平成22年 5月31日	第2回仙台市地域保健福祉計画策定委員会 ○第2期仙台市地域保健福祉計画の主要な論点（案）について ○住民座談会について 他
平成22年 7月31日	五橋地区住民座談会
平成22年 8月22日	南光台東部地区住民座談会
平成22年 9月 4日	七郷地区住民座談会
平成22年 9月25日	秋保地区住民座談会
平成22年10月26日	第3回仙台市地域保健福祉計画策定委員会 ○住民座談会の結果について ○第2期仙台市地域保健福祉計画骨子の考え方(案)について 他
平成22年11月 6日	市民フォーラム「第8回地域福祉セミナー」
平成22年11月 8日	第4回仙台市地域保健福祉計画策定委員会 ○第2期仙台市地域保健福祉計画骨子について 他
平成22年11月14日	岩切地区住民座談会
平成22年12月 2日	第5回仙台市地域保健福祉計画策定委員会 ○第8回地域福祉セミナーの結果について ○第2期仙台市地域保健福祉計画中間案について 他
平成22年12月22日～ 平成23年1月31日	第2期仙台市地域保健福祉計画（中間案）に対する 市民意見募集
平成24年 2月29日	市民フォーラム「第9回地域福祉セミナー」
平成24年 3月27日	第6回仙台市地域保健福祉計画策定委員会 ○中間案からの変更について ○東日本大震災を踏まえた見直しの方向性について 他
平成24年 6月 8日	第7回仙台市地域保健福祉計画策定委員会 ○第6回策定委員会における意見の反映について ○中間案の東日本大震災を踏まえた修正案について 他
平成24年 9月 6日	第8回仙台市地域保健福祉計画策定委員会 ○第2期仙台市地域保健福祉計画答申案について 他
平成24年 9月19日	仙台市地域保健福祉計画策定委員会からの答申
平成24年10月	第2期仙台市地域保健福祉計画策定



## 2 市民アンケート調査について

### (1) 調査概要

第2期仙台市地域保健福祉計画の策定にあたって、地域保健福祉に関する市民のニーズや意識・意見を把握し、また、社会福祉施設やNPO法人における地域との関わりの実態等を把握することを目的として実施した。

(2) 調査期間 平成22年2月17日～平成22年3月3日

### (3) 調査の種類及び調査対象

#### ① 地域における保健福祉のあり方について 市民意向調査

対象：16歳以上の仙台市民(平成22年1月1日現在)から無作為に抽出した5,000人

#### ② 地域における保健福祉のあり方について NPO法人実態調査

対象：市内で保健福祉分野の活動を行っているNPO法人153法人

#### ③ 地域における保健福祉のあり方について 社会福祉施設実態調査

対象：社会福祉法人が経営する市内の社会福祉施設196施設

### (4) 調査方法

郵送方式にて実施

### (5) 回収数等

#### ① 市民意向調査 発送数5,000票/回収数2,305票

<回答者内訳(%)>

##### 〔1〕性別

男	女	無回答
39.0	57.6	3.4

##### 〔2〕年齢

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
3.0	8.9	15.5	15.4	15.8	19.1	13.4	5.7	3.3

##### 〔3〕世帯構成

一人暮らし	10.5	三世代	9.3
夫婦のみ	25.4	その他	3.4
二世帯(あなたと親の世代)	13.6	無回答	3.5
二世帯(あなたと子供の世代)	34.3		

#### ② NPO法人実態調査 発送数153票/回収数63票

<回答者の主な活動分野別内訳(法人数)>

高齢者在宅支援・施設訪問9、障害者在宅支援・施設訪問11、子育て支援・児童健全育成11、その他28、無回答4

#### ③ 社会福祉施設実態調査 発送数196票/回収数128票

<回答施設の根拠法別内訳(施設数)>

社会福祉法9、児童福祉法42、老人福祉法15、介護保険法12、身体障害者福祉法3、知的障害者福祉法16、精神保健福祉法8、障害者自立支援法14、その他3、無回答6

### 3 住民座談会について

#### (1) 開催趣旨

地域の保健福祉に関わる課題について、参加者同士が話し合い、解決につながるアイデアを出し合うことで、望ましい地域づくりを考える場とするとともに、計画策定の参考とするため開催した。



▲泉区南光台東部地区の様子

#### (2) 主催

仙台市、仙台市地域保健福祉計画策定委員会、仙台市社会福祉協議会

#### (3) 開催地区・日時・場所

区	地区	日時	場所
青葉区	五橋地区	平成22年7月31日（土）	仙台市福祉プラザ
宮城野区	岩切地区	平成22年11月14日（日）	岩切市民センター
若林区	七郷地区	平成22年9月4日（土）	七郷市民センター
太白区	秋保地区	平成22年9月25日（土）	秋保総合支所
泉区	南光台東部地区	平成22年8月22日（日）	前坂集会所

#### (4) 参加者

5地区合計で126名（男性66名、女性60名、20代～80代の方）が参加

##### 【参加者所属団体】

町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、赤十字奉仕団、地区共同募金会、老人クラブ、体育振興会、ボランティアグループ、NPO、社会福祉施設、保育所、幼稚園、学校、PTA、市民センター、農協、商工会、等

#### (5) 開催内容・手法

##### ① テーマ

「私たちの地域のいいところ」「地域の中で困っているところ」「私たちにできること（やってみたいこと）」

##### ② 話し合いを始める前に

- ・ グループ内で自己紹介をする
- ・ グループの司会と発表役を決める

##### ③ 話し合いの進め方

- ・ 意見を「カード」（付せん紙）に記入し、「模造紙」に貼り付けながらグループごとに話し合う



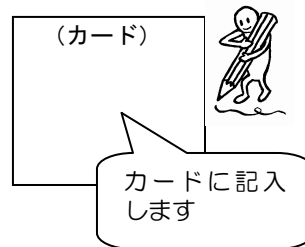
▲グループで話し合ったまとめ

<住民座談会の進め方の例>

**I カード（付せん紙）に記入する（目安時間10分）**

テーマについて、それぞれの考えをカードに記入。

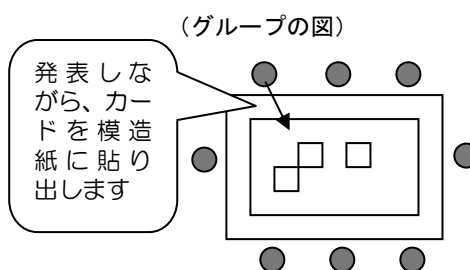
- ・カード1枚に1つのことごとを書き
- ・何枚書いても良い



**II 発表する（目安時間20分）**

グループ内で順番に発表。

- ・ひとりずつ、カードに書いたことを1枚ずつ読み上げながら発表する
- ・その際、カードを模造紙の上に貼り出す



**III カードをグループ分けする（目安時間15分）**

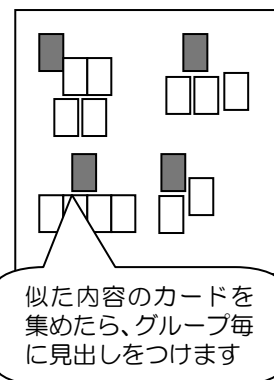
すべてのカードが出揃ったら、似たものを分類する。

- ・内容が似たカード同士を近くに寄せ、「似たものグループ」をつくる

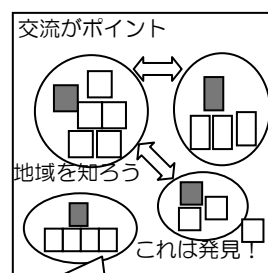
おおよその分類ができれば、「似たものグループ」に異なる色のカードで「見出し（タイトル）」をつける。

- ・出されたカードを模造紙の上で見やすくするための作業。まとまらないカードはそのままが良い
- ・グループに属さないカードからも新しい気づきがあるかもしれないので、大切に

（模造紙の拡大図：例）



（模造紙の拡大図：例）



枠で囲んだり、矢印で関連づけるとわかりやすくなります！

**V 全体を考える（目安時間15分）**

みんなで話し合いながら、出された意見の全体を振り返り、まとめを行う。

- ・関連するもの同士を矢印で結んだり、気づいたことやまとめになる事項を模造紙に直接記入する

**VI グループごとに発表をし、意見を共有する**

## 4 地域福祉セミナーについて

市民フォーラム「地域福祉セミナー」は、市民の地域福祉への関心を高めること、また新たな地域福祉の担い手を育成することをねらいとして、市民や福祉関係者等を対象に平成 15 年度から毎年開催している。



▲第8回地域福祉セミナーの様子

### (1) 第8回地域福祉セミナー

#### ① 日時・場所

平成 22 年 11 月 6 日（土）午前 10 時～ 仙台市福祉プラザ

② 主催 仙台市、仙台市社会福祉協議会

③ テーマ 住み続けたい 福祉のまち仙台をつくろう

#### ④ 趣旨

仙台市の「地域保健福祉計画」と仙台市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」策定に向けた、市民意見聴取の場として開催。また、市内で開催した住民座談会の内容を、各地区（セミナー当日までに実施した4地区）の出席者の報告をもとに、地域の保健福祉課題の解決策について参加者と共有する機会とした。

#### ⑤ プログラム

・シンポジウム 「みんなで考える協働のまちづくり～仙台市地域保健福祉計画・仙台市社協地域福祉活動計画と住民座談会～」

基調説明・コーディネーター：宮城大学事業構想学部助教 鈴木 孝 男 氏

発表者：五橋地区社会福祉協議会会長 北 松 治 男 氏

南光台東部地区社会福祉協議会福祉活動推進員 朝 倉 かほる 氏

七郷地区社会福祉協議会会長 庄 子 義 氏

秋保地区社会福祉協議会会長 庄 子 敏 明 氏

・分科会A ワークショップ「孤立させないまちにするために」

・分科会B 事例発表 「認知症になっても安心して暮らし続けられるまち」

・分科会C ワークショップ「子供と親の育ちを応援できるまち」

⑥ 参加者数 312 名（ボランティア、NPO、地区社協、民生委員、町内会、行政、地域包括支援センター、福祉事業所、学生、企業等）

### (2) 第9回地域福祉セミナー

#### ① 日時・場所

平成 24 年 2 月 29 日（水）午後 1 時～ 仙台市民会館小ホール・展示室

② 主催 仙台市、仙台市社会福祉協議会

③ テーマ 地域で取り組む支え合いのまちづくり～震災後の地域支援の現状と課題～

④ 趣旨

東日本大震災の被災者が抱えている生活課題や、震災を機に浮かび上がった地域の福祉課題等を関係者が共有し、連携・協働しながら、被災者の孤立を防ぎ、地域における支え合いのまちづくりをさらに進めるために開催。

⑤ プログラム

・シンポジウム 「地域で取り組む支え合いのまちづくり～震災後の地域支援の現状と課題～」

コーディネーター：東北学院大学経済学部教授 阿部重樹氏

〔1〕基調報告 「仙台市社協における被災者支援の取り組みから見てきたこと」

仙台市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 高橋健一氏

〔2〕事例発表

「町内会における震災対応」

発表者：高砂地区町内会連合会会長 半澤宏明氏

「プレハブ仮設住宅等の支援における地区社協と民児協の連携」

発表者：六郷地区社会福祉協議会副会長 角張有孝氏

「地区社協における借上げ民間賃貸住宅居住者の方々の支援について」

発表者：中田西部地区社会福祉協議会福祉委員 遠藤涼子氏

高柳久子氏

「地域包括支援センターにおける被災者支援について」

発表者：木町通地域包括支援センター看護師 村上廣子氏

・パネル展示 「東日本大震災 発生から1年間の記録」

⑥ 参加者数

369名（ボランティア、NPO、地区社協、民生委員、町内会、行政、地域包括支援センター、市区町村社協、学生、企業等）

## 5 中間案に対する市民意見募集結果について

(1) 募集期間 平成22年12月22日（水）～平成23年1月31日（月）

(2) 募集方法

- ・市政だより1月1日号および仙台市ホームページに募集記事を掲載した。
- ・「中間案」「中間案（概要版）」「意見提出様式」を下記の場所で配布した。また、同様の資料の電子データをホームページ上で公開した。

＜主な資料配布場所＞

市役所、各区役所、市民センター、シルバーセンター、地域包括支援センター、仙台市社会福祉協議会、区社会福祉協議会 他

(3) 意見提出方法 郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法

(4) 募集結果 意見件数 11件（意見提出者 7名）

## 6 東日本大震災後の市民意見の反映について

本計画では、東日本大震災を踏まえた市民意見を計画に反映させるため、以下のことに取り組んだ。

### (1) 第6回・第7回策定委員会における主な意見

- ・震災時は住民間で声掛けをしていた
- ・自然発生的に見ず知らずの人同士が黙っていても助け合った
- ・40代のお母さんやお父さん達が避難所運営等に協力してくれた
- ・生徒を活用して避難所でプールから水汲みをした学校もある
- ・高校生や大学生をはじめとするボランティアはものすごい活躍を示した
- ・孤独を感じている他市からの被災者がNPOのふれあいサロンに参加し、居場所となっていた
- ・地域、学校、行政の協働が非常に大事だと震災で改めて感じた
- ・震災を踏まえた見直しの時に、地域内の見守り、支え合いは重要になってくる
- ・日頃の取り組みが今回の震災で生きたということを計画に盛り込むべき
- ・仮設などの目の届きにくい人に、どうアプローチするのかが課題
- ・借上げ民間賃貸住宅に住んでいる方がたくさんいる。地域の中で受入れをきちんとしないと駄目
- ・常日頃の要援護者に対する対策は保健福祉で考えていかなければいけない
- ・福祉避難所で十分に機能を果たしたものは半分ぐらいではないか
- ・避難所において、障害児に対しての視点が手薄だと思う。避難所に行かなかったというより避難所に行けなかったという声もあった
- ・地域と関わりがとれていない乳幼児親子に対する施策が見えない

### (2) 震災後の地域活動の好事例

#### <市民力 コラム①>

『住民同士の自助・共助による支え合い』

～太白区八木山南 街づくりプロジェクト～

〔聞き手〕阿部利美委員 (八木山南地区社会福祉協議会会長)

〔話し手〕高橋庄一郎氏 (八木山南連合町内会長)

高橋聡氏 (八木山南第一町内会副会長)

佐々木富美子氏 (地域福祉活動推進員)

佐々木磨氏 (八木山南おやじの会会長)

宮下志津子氏 (街づくりプロジェクトハタスケ隊)

岩淵和枝氏 (街づくりプロジェクトあ茶び場)

〔取材日〕平成24年6月19日

#### <市民力 コラム②>

『学生の姿に感激 若者の力はすごかった』

～東北学院大学災害ボランティアステーション～

〔聞き手〕阿部重樹委員長 (東北学院大学経済学部教授)

〔話し手〕佐々木俊三氏

(東北学院大学災害ボランティアステーション所長/東北学院大学副学長)

〔取材日〕平成24年7月3日

**<市民力 コラム③>**

『子どもが元気になると、大人も元気になった』

～NPO法人冒険あそび場一せんだい・みやぎネットワーク～

〔聞き手〕鈴木孝男 副委員長（宮城大学事業構想学部助教）

〔話し手〕高橋悦子氏（NPO法人冒険あそび場一せんだい・みやぎネットワーク理事）

根本暁生氏（同上 プレーリーダー）

〔取材日〕平成24年7月4日

**<市民力 コラム④>**

『地域の身近な支え合い活動の担い手 福祉委員』

～宮城野区燕沢地区 燕沢北町内会 福祉委員の取り組み～

〔聞き手〕庄司健治 委員（仙台市民生委員児童委員協議会会長）

〔話し手〕名取弘子氏（燕沢地区社会福祉協議会 燕沢北町内会 福祉委員）

〔取材日〕平成24年6月26日

〔取材協力〕折腹実己子 委員（仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長）

**<市民力 コラム⑤>**

『みんながほっと一息“サロンなでしこ”』

〔聞き手〕事務局（仙台市健康福祉局社会課）

〔話し手〕庄子千枝子氏（JR南小泉アパート自治会なでしこ会代表）

大久保勝彦氏（同上 自治会会長）

〔取材日〕平成24年6月25日

**(3) アンケート調査の活用**

「東日本大震災に関する市民アンケート」

〔調査主体〕仙台市消防局防災安全課

〔調査対象〕仙台市に居住する16歳以上の男女、15,000人

〔調査期間〕平成23年11月25日～12月22日

「応急仮設住宅の現況調査と就労に関する意向調査」

〔調査主体〕仙台市復興事業局生活再建支援室・仮設住宅室

〔調査対象〕仙台市で受付し、応急仮設住宅に入居した8,935世帯

〔調査期間〕平成24年2月6日～2月20日

**(4) 参考データ**

「仙台市災害ボランティアセンター登録(活動)者の年齢別割合」

〔提供元〕仙台市社会福祉協議会（仙台市健康福祉局社会課で編集・作成）

〔対象人数〕8,248人 ※登録者(実人数)の総数から登録時の市内在住者を抽出

〔登録期間〕平成23年4月1日～7月31日

「地域支えあいセンターへの相談内容」

〔提供元〕仙台市社会福祉協議会

〔相談件数〕1,130件

〔調査期間〕平成23年12月～平成24年3月

## 7 仙台市地域保健福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 22 年 2 月 26 日市長決裁)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき本市が策定する仙台市地域保健福祉計画に関する事項について審議するため、仙台市地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、仙台市地域保健福祉計画の策定に関する事項について審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により、それぞれ定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長又は副委員長が出席し、かつ、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(解散)

第6条 委員会は、第2条の規定による答申が終了したときに解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局健康福祉部社会課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 22 年 2 月 26 日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会が解散した日限り、その効力を失う。



## 8 仙台市地域保健福祉計画策定委員会委員名簿

(◎委員長 ○副委員長)

- ◎ 阿部 重樹 東北学院大学経済学部教授
- 鈴木 孝男 宮城大学事業構想学部助教
- 阿部 利美 八木山南地区社会福祉協議会会長
- 大場 光昭 若林区まちづくり協議会顧問  
※ 就任時(平成22年6月8日)は仙台市連合町内会長会副会長
- 折腹 実己子 仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長
- 木村 一則 社団法人仙台歯科医師会専務理事
- 小岩 孝子 特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家理事長
- 古賀 詔子 社団法人仙台市医師会理事
- 齋藤 喜一郎 仙台市連合町内会長会副会長(平成22年3月30日～平成22年6月7日)
- 齋藤 道子 加茂中学校区学校支援地域本部スーパーバイザー
- 庄司 健治 仙台市民生委員児童委員協議会会長
- 中田 年哉 仙台市知的障害者関係団体連絡協議会事務局
- 中村 祥子 特定非営利活動法人グループゆう代表理事
- 二階堂 江里 太白区育児サークル応援隊 たい子さん
- 諸橋 悟 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会理事長
- 渡邊 純一 財団法人仙台市障害者福祉協会常務理事
- 渡辺 祥子 特定非営利活動法人ゆうあんどあい理事長
- 渡邊 礼子 仙台市ボランティア連絡協議会事務局長

(敬称略、委員は五十音順)



▲第8回策定委員会の様子



▲第8回策定委員会の様子





